



CONVENTION ON WETLANDS

(Ramsar, Iran, 1971)

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

(ラムサール条約)

(イラン、ラムサール、1971年)

ラムサール条約第7回締約国会議の記録

1999年5月10-18日 コスタリカ サンホセ

「人と湿地:命のつながり」



目次

はじめに	3
第 部 第 7 回締約国会議の決議と勧告	
決議	6
勧告	195
ラムサール条約用語和英対訳表	212
第 部 第7回締約国会議の概要とガンカモ類ネットワークの立ち上げ	
ラムサール条約第7回締約国会議の概要	223
東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークの立ち上げ	225
第 部 資料	
アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の概要	227
水鳥ネットワーク一覧	230
過去の締約国会議の概要	235
日本のラムサール条約登録湿地	242
索引	244

はじめに

湿地は渡り鳥を始めさまざまな野生生物の生息の場であるとともに、水質の浄化や人と自然の交流の場として等、豊かな機能を有しています。1993年の釧路市におけるラムサール条約第5回締約国会議の開催は、このような湿地の重要性について、国民レベルで認識を深める重要な契機となりました。釧路会議以降、我が国における湿地の保護への国民の関心や理解は大きな進展を見えています。

狭隘な国土に土地利用が集中する我が国では、湿地の保全を進めていく上で、開発との調整は避けて通れない重要な課題ですが、1999年1月には、名古屋港藤前干潟の埋立計画を、湿地の保全を図るために撤回するという画期的な決定がなされました。

また、同じ1999年6月には、環境影響評価法が全面施行され、大規模開発に際して環境保全面から事前に検討を行い必要な配慮を進めていくための法的な枠組みが整いました。

湿地の保全は地球レベルでも最重要課題とされています。東アジアや東南アジア地域は世界の中でも経済成長が著しく、これらの地域の湿地は大きな開発圧力にさらされています。我が国に渡来するシギ・チドリやガンカモなどの渡り鳥にとって、東アジアや東南アジアの湿地は、繁殖地、越冬地などとしてなくてはならない場所であり、我が国の湿地や渡り鳥の保全を進めていくためにも、アジア諸国の湿地保全の取り組みとの連携を強化していくことがますます重要になってきています。

このような中で、1999年5月にコスタリカのサン・ホセ市でラムサール条約の第7回締約国会議が開催されました。生物多様性の保全が国際的に大きな流れとなる中で、今回の会議では、ラムサール条約登録湿地の選定基準の枠組みが再検討され、生物地理区分に着目して区分ごとの代表的な湿地を選定するというような考え方が新たに導入されるとともに、従来からの基準も含めて、具体的な基準適用のガイドラインが策定されました。

我が国では、従来、水鳥類の渡来地としての重要性を登録湿地の選定要件として重視してきましたが、今回の会議での見直しを踏まえて、今後は、水鳥類にとっての重要性のみならず広く生態系として重要な湿地について登録湿地として保全していくことが求められています。

また、今回の会議に際しては、東アジア地域においてもガンカモ類の重要生息地

ネットワークが6ヶ国、25ヶ所の参加により発足し、1994年の釧路会議を契機に策定された「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」の当面の目標であったシギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の3つの重要生息地ネットワークがすべて発足したこととなります。今後は、これらのネットワークを通じた情報交換や研修等の活動の充実、さらなる参加湿地の増加に取り組んでいく必要があります。

今回の締約国会議では以上紹介したものを含めて、合わせて30本の決議と4本の勧告が採択されました。その中には、湿地と水鳥類の保全にかかわるさまざまな立場の関係者が参照すべき多くの内容が含まれています。

このため、第7回締約国会議で採択されたすべての決議及び勧告について、和訳収録するとともに、累次の締約国会議の概要も併せて収録した資料集を編纂し、行政、研究者、NGOなど湿地の保全にかかわる皆さんの便に供することとした次第です。

本資料が多くの方々に活用され、湿地と水鳥類の保全の一助となることを念願しています。

最後に、東梅貞義氏を始め本資料の編集にご尽力を頂いた多くの方々に心から御礼を申し上げます。

環境庁自然保護局野生生物課長 森 康二郎

第 部 第 7 回締約国会議の決議と勧告

決議 .1 ラムサール条約における地域区分、常設委員会の構成、役割、責任及び委員の業務

1. 1987年の第3回締約国会議で採択された常設委員会の設立に関する決議を想起し、
2. 第6回締約国会議の決議 .14により採択された「1997-2002年戦略計画」の行動8.1.3が「第7回締約国会議(1999年)までに、常設委員会の責務、必要とされる財政措置を見直し、必要があれば変更を加える」としていること、及び行動8.1.2が「締約国数の増加に伴い、常設委員会における地域区分及び代表者数の継続的な見直しを行う」としていることも重ねて想起し、
3. ラムサール条約が効果的に機能するには、締約国が適切な地域グループを創設するための明確な手順をもつことが有益であることを考慮し、

締約国会議は、

4. ラムサール条約の地域グループを以下のように定めることを決定する。
 1. アフリカ
 2. アジア
 3. 新熱帯区
 4. ヨーロッパ
 5. 北アメリカ
 6. オセアニア
5. さらに、締約国及び条約加盟資格のある国は付属書1にあるように上記地域グループに振り分けられるが、各地域の境界近くにある締約国は、地理的な地域グループの一員にとどまりつつも、自ら要請を行う場合には締約国会議にその旨を正式に通知することによって、同様の自然条件が存在することを根拠として、別の地域グループに参加^{注1}することができることを決定する。ただしこの場合、科学技術検討委員会が当該要請の前提条件に異議を唱えないことを条件とする。
6. 常設委員会の構成に関して比例制を導入することを決定する。これにより、投票権を持つ常設委員会メンバーは、以下の基準にしたがって上記4の各地域グループの代表として選出されることになる。
 - a) 1～12か国の締約国で構成される地域グループの場合には代表1か国
 - b) 13～24か国の締約国で構成される地域グループの場合には代表2か国
 - c) 25～36か国の締約国で構成される地域グループの場合には代表3か国
 - d) 37～48か国の締約国で構成される地域グループの場合には代表4か国
 - e) 49～60か国の締約国で構成される地域グループの場合には代表5か国

注1 ここで「参加」とは、別の地域グループに所属することを意味しない。参加とは、会議に出席、発言、情報を交換、報告書を提出すること、科学的側面や実効面において協力したり、共同プロジェクトに貢献する権利を持つことを意味している。別の地域グループの代表となる権利や、代表候補選出に参加する権利を含んではいない。また、別の地域グループにおいて投票する権利も含んでいない。

7. さらに、前回及び次回の締約国会議開催国も、同様に投票権を持った常設委員会メンバーとなることを決定する。
8. また、地域代表は、上記 4 の各地域グループからの指名に基づいて、締約国会議が選任することを決定する。
9. 地域代表者の任期は、代表に選出された締約国会議の閉会時から、次期通常締約国会議の閉会時までとし、各締約国は、最高 2 期まで連続して常設委員会のメンバーを務めることができるものとする。
10. 投票権を持つ常設委員会メンバーとなる締約国に対して、ラムサール条約担当機関として指定されている政府機関の職員のうち、政府代表として常設委員会に出席する者の氏名、及び必要な場合には代理人の氏名を、外交ルートを通じてラムサール条約事務局に伝えるよう求める。
11. 条約事務局が置かれている締約国及び国際湿地保全連合の国際事務局が置かれている締約国は、これまで同様常設委員会の常任オブザーバーとしての地位を継続することを決定する。
12. 各締約国が適宜常設委員会にオブザーバーとして代表を出席させるための手配を整えられるようにするため、常設委員会の各会議の少なくとも 3 か月前に、ラムサール条約事務局はこれまで通りすべての締約国に対して、当該会議の日時と議題を通知するものとする。
13. さらに、締約国でない国であっても、ラムサール条約への加盟に関心を表明している国は、常設委員会の会議にオブザーバーとして出席することを、各常設委員会の会議で認められるものとする。
14. 科学技術検討委員会の議長もオブザーバーとして常設委員会に招聘されること、そして他の専門家や機関も、特定議題項目の議論を助けるのに適切とみなされる場合には、オブザーバーとして常設委員会に招聘されることを決議する。
15. さらにまた、ラムサール条約の業務において正式な国際団体パートナーである国際的組織に対し、オブザーバーとして常設委員会の会議に参加するよう促すことを決議する。
16. 通常の締約国会議と締約国会議の間に臨時締約国会議が開催される場合であって、その開催国がまだ常設委員会の正式メンバーまたは常任オブザーバーとなっていないときには、当該開催国は、臨時締約国会議の準備運営に関わる常設委員会の議論に、オブザーバーとして参加することを決定する。
17. 地域グループからの常設委員会代表が 1 か国である場合には、その地域グループに属する締約国に対し、地域代表の指名に際して順次交代を行うよう勧告するとともに、2 か国以上の代表を送る地域グループに属する締約国に対しては、生物地理的、地政学的、及び文化的な面でバランスがとれるような方法で代表を選出するよう勧告する。
18. 常設委員会は、締約国会議閉会直後に開かれる同委員会第 1 回会議において、議長、副議長を選出し、第 6 回締約国会議の決議 .17 により設立された財政小委員会のメンバー及び議長を選出することを決定する。
19. さらに、常設委員会が少なくとも毎年 1 回は、ラムサール条約事務局の所在地を通常の開催場所として会議を開くことを決定する。開発途上国及び市場経済移行国の委員会メンバーの

- 参加費用については、条約予算により拠出されるものとする。
20. 締約国会議により合意された方針の範囲内において、常設委員会の機能として以下の業務を行うことを決定する。
- a) 締約国会議と次期締約国会議との間の期間中に、必要と思われる活動(中間期活動)を締約国会議を代表して実行すること。その際には、それまでの締約国会議が承認し記録した事項を優先すること
 - b) 特に決議案、勧告案等、次期締約国会議で検討する問題について準備すること
 - c) 締約国会議の代表として、ラムサール条約事務局による方針の実施、事務局予算の執行及び事務局の計画実施を監督すること
 - d) 条約の施行、様々な会議の準備、その他条約事務局が常設委員会に持ち込んだ同委員会の機能行使に関する事項について、当該事務局を指導し、かつ助言すること
 - e) 手続き規則にしたがい、締約国会議において締約国会議運営委員会としての役割を果たすこと
 - f) その機能を円滑に発揮するために必要な、小委員会を設置すること
 - g) 湿地の保全と賢明な利用のために、地域的及び国際的協力を促進すること
 - h) 科学技術検討委員会のメンバー選任に関する案を、締約国会議に提出すること
 - i) 締約国会議の決定に基づいて、科学技術検討委員会の作業計画を承認すること、その実施上の進捗について、科学技術検討委員会から報告を受領すること、及びその将来の展開に関して指導すること
 - j) 3年ごとに「ラムサール湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金の実施ガイドライン」を採択し、資金の配分を決定すること
 - k) 決議 .18により設置されたラムサール湿地保全賞受賞者の選定基準を3年ごとに見直すこと、及び当該受賞者を選出すること
 - l) 締約国会議と締約国会議の間の期間中に実施した活動について、締約国会議に報告すること
21. 常設委員会メンバーに選出された地域代表者の業務は、本決議の付属書 に定めるものとする。
22. 常設委員会は締約国会議の補助機関であり、必要な変更を加えた上で締約国会議で承認された手続き規則に従うことを決定する。

決議 . 2 科学技術検討委員会の構成及び運営

1. 科学技術検討委員会は、適切な科学技術知識をもち、締約国会議によって指名されるが、自国を代表するものではなく、個人として参画するメンバーにより構成されるものとして決議 5.5 により定められたことを想起し、
2. 科学技術検討委員会について定めた決議 .7 を想起し、
3. 第 6 回締約国会議以来の貢献と、条約の施行に重要な科学的技術的問題に関する専門的助言に対して、科学技術検討委員会のメンバー及び代理人に謝意を表し、
4. ラムサール条約が、現存するおびたしい知識と経験の恩恵を享受するためには、科学技術検討委員会が各締約国において科学者及び専門家のネットワークと緊密な関係を確立する必要があることを強調し、
5. 適切な覚書のある条約、すなわち生物多様性条約、移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)、砂漠化防止条約における同等機関と科学技術検討委員会が協力して仕事をする重要性を認識し、
6. また、現存の専門家ネットワーク、専門家グループ・団体のなかには条約の正式な国際団体パートナーと連携しているものもあり、科学技術検討委員会とこうした多くの専門家ネットワーク等との協力が望まれていることを認識し、

締約国会議は、

7. 決議 5.5 の合意をおおむね再確認し、決議 .7 を廃止する。
8. 科学技術検討委員会の構成及び運営について、以下の部分的変更を決定する。
 - a) 科学技術検討委員会関係の窓口として活動し、適切であれば、直接あるいは他の適任専門家との連絡調整を通じ、科学技術検討委員会の仕事に情報を提供する、自国の適任技術専門家を 1999 年 10 月末までに指名するよう各締約国に促す。
 - b) 科学技術検討委員会のメンバーに対し、それぞれのラムサール地域において、各締約国に指名された国内の窓口との連絡を確立または維持し、必要な場合、これらの人々に助言及び情報を求めるよう要請する。
 - c) 科学技術検討委員会作業計画実施に必要な専門的意見や助言を提供するために、科学技術検討委員会のメンバーとして参加し、適切な専門家ネットワーク、専門家グループと連携する代表者を指名するよう、条約の正式な国際団体パートナーのそれぞれに促す。
 - d) 科学技術検討委員会の会議にオブザーバーとして出席し、共通の関心事項について緊密な協力体制の確立を考慮するよう、次の機関や組織に促す。
 - ・ 生物多様性条約の科学上及び技術上の助言に関する補助機関
 - ・ ボン条約科学委員会
 - ・ 砂漠化防止条約の科学及び技術に関する委員会
 - ・ 湿地科学者協会
 - ・ 国際湖沼学会

- ・ 世界湿地経済学ネットワーク
 - ・ 国際湿原保全グループ
 - ・ 国際泥炭湿地協会
9. さらに、科学技術検討委員会メンバーが締約国会議並びに常設委員会の会議に参加する価値を強調し、締約国並びに常設委員会及び条約事務局に対してこの目的で必要となる、さらなる資金の確保に最善を尽くすよう求める。
 10. 前の締約国会議において締約国が示した考え方及び優先事項を考慮に入れ、常設委員会に対し、その例年の会議において科学技術検討委員会の翌年の主要な任務を規定し、作業計画を承認するよう求める。
 11. 科学技術検討委員会の構成については、各ラムサール地域内の異なる生物地理学的特徴を反映させるよう推奨する。
 12. 科学技術検討委員会のメンバーは、本会議の決議 .1 で定められた、常設委員会と同じ地域構成とし、常設委員会と同じ比例制が科学技術検討委員会メンバーの構成を定める際に適用されるよう決定する。
 13. 科学技術検討委員会で公正な代表派遣を得るため、第 8 回締約国会議の折科学技術検討委員会のメンバーは、常設委員会のメンバーとして選ばれた締約国と可能な限り異なる締約国から参加するよう要請する。
 14. オセアニア及び北アメリカ地域では、唯一のメンバーが出席できない場合を考慮し、科学技術検討委員会の会議において地域の代表派遣を確保するため、一名の代理をおくことを決定する。
 15. さらに、第 7 回締約国会議の閉会時から第 8 回締約国会議の閉会時まで、科学技術検討委員会のメンバーは、締約国によって提出された案に基づき、常設委員会によって推薦された次の人々となる。

アフリカ

Dr. Aboubacar Awaiss(ニジェール)
 Mr. Geoff Cowan(南アフリカ)
 Dr. Harry Chabwela(ザンビア)

アジア

Dr. Mohammad Rashid Shatanawi(ヨルダン)
 Dr. Angel C. Alcalá(フィリピン)

ヨーロッパ

Dr. Jan Pokorny(チェコ)
Professor Toomas Saat(エストニア)
Dr. George Zalidis(ギリシャ)
Dr. Peter Maitland(英国)

新熱帯区

Dr. Yara Schaeffer Novelli(ブラジル)
Dr. Jorge Jimenez(コスタリカ)

北アメリカ

Dr. Arthur Hawkins, USA
代理 - Dr. Randy Milton, カナダ

オセアニア

Dr. Max Finlayson(オーストラリア)
代理 - Ms. Bronwen Golder(ニュージーランド)

決議 . 3 国際的団体とのパートナーシップ

1. 多くの国際NGO(非政府組織)がラムサール条約の締結に重要な役割を果たし、また長年にわたりこの条約の発展と適用に助力してきたことを考慮し、
2. ラムサール条約の国際NGOパートナーという立場で、バードライフ・インターナショナル、IUCN(国際自然保護連合)、国際湿地保全連合、及びWWF(世界自然保護基金)が継続的に行ってきたこの条約に対する重要な貢献を全面的に認識し、
3. 「国際NGOパートナー」という地位は、締約国会議の決議によりこれまでに一度も正式に認められたことはないものの、それが上記の国際NGOとラムサール条約との歴史的な関係の結果として登場したものであることを意識し、
4. さらに、「1997-2002年戦略計画」に、「条約の使命は、全世界で持続可能な開発を達成する手段として、国内行動と国際協力を通じて行う湿地の保全と賢明な利用である」と謳われたラムサール条約の使命に対して、他の国際的な政府間機関やNGOが貢献する可能性のあることを意識し、

締約国会議は、

5. ここに添付した規則、すなわち、同規則に定める基準に合致する団体に対してラムサール条約の「国際団体パートナー」という地位を付与することに関する規則を、採択する。
6. バードライフ・インターナショナル、IUCN、及びWWFが、この地位に相当することを正式に確認する。
7. 国際的団体が、正式に「ラムサール条約のパートナー」として承認を受けることに関心のある場合には、常設委員会の次回の会議の議題にその件を加えるよう、ラムサール条約事務局に申請書を提出すること、またそれを受けて常設委員会が、締約国会議に対して最終決定を求める勧告を行うことを決定する。
8. さらに、必要とみなされる場合には、常設委員会が提出する報告書に基づいて、締約国会議が、随時ラムサール条約に対する国際団体パートナーの実績について審査できることを決定する。

決議 . 4 整合性のある情報管理のための基盤作りを含む、他条約との協力提携

1. 他の国際的、地域的な環境条約とのつながりを強化し、正式なものとするための一連の行動を特定する「1997-2002年戦略計画」の実施目標7.2を想起し、
2. 特に、常設委員会及びラムサール条約事務局に対して「情報交換や協力を促進するために、関係する条約との協議に参加し、あるいは新たな協議を提唱し、共同行動をとれる分野を開発する」よう指示する「戦略計画」の行動7.2.1を想起し、
3. 世界、地域、国、地方のすべてのレベルにおいて、適切な場合には、環境関連条約の協調と統合的实施から得られる利益に留意し、
4. 生物多様性条約第4回締約国会議の、他の生物多様性関連条約との協力に関する決定 /15が、「これらの条約間での協力を推進するための枠組みとして、...ラムサール条約との共同作業計画を支持し、その実施を奨励する」としていることに喜びとともに留意し、
5. さらに、締約国が地球環境ファシリティーに支援を要請する場合には、a) ラムサール条約における「国際的に重要な湿地」の選定基準を考慮して内水面生態系を特定すること、b) それらの内水面生態系に対する分水界、集水域及び河川流域の統合的管理計画を策定及び実施すること、c) 内水面生態系における生物多様性の消失を引き起こしている原因を調査すること、を優先するよう要請した生物多様性条約第4回締約国会議の内水面生態系の生物多様性の保全に関する決定 /4にも留意し、
6. 生物多様性条約第4回締約国会議の、海洋及び沿岸の生物多様性に関する決定 /5及び影響評価に関する決定 /10、並びに両者が提案するこれらの分野での共同行動及び協力を歓迎し、
7. ラムサール条約事務局が、移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)と適切な共同行動を展開するという提案を行い、気候変動に関する国際連合枠組み条約事務局とも今後の協力を進めるために対話を始めようとしていることを同じく歓迎し、
8. ラムサール条約事務局と砂漠化防止条約事務局との間で1998年12月5日に署名された協力の覚書、そして今回の締約国会議においてラムサール条約事務局とユネスコの世界遺産センターとの間で署名された覚書を承認するとともに確認し、
9. 国際環境条約及び地域的環境条約における情報収集や様々な活動を調整することによって利益が生じることを確信し、「世界自然保護モニタリングセンター」が作成した「生物多様性関連協定における整合性のある情報管理のための基盤作りの検討」と題する報告書に収められているこういった利益に関する勧告を考慮し、

締約国会議は、

10. 付属書 として添付する「生物多様性条約との共同作業計画」を支持し、資源が許す限り、次の3年間にこの計画の実施を優先するよう、条約事務局に指示する。
11. 特に、内水面生態系、海洋及び沿岸の生物多様性、影響評価並びに奨励措置の分野において提案されているラムサール条約と生物多様性条約との共同及び協力を承認する。
12. ラムサール条約及び生物多様性条約双方の締約国であって、地球環境ファシリティーの受給

資格のある国々に対し、生物多様性条約第 4 回締約国会議の内水面生態系に関する決定 /4 の 6 節及び 7 節にしたがい、地球環境ファシリティーの検討対象とするのにふさわしいプロジェクトを策定し、その進捗を詳細にラムサール条約事務局に報告するよう要請する。

13. 次の 3 年間のラムサール条約事務局作業計画においては、資源が許す限り、ボン条約との共同行動の進展、付属書 に添付された砂漠化防止条約事務局との間で署名された協力の覚書の実施、及び付属書 に添付された世界遺産センターとの間で署名された協力の覚書の実施、並びに気候変動に関する国際連合枠組み条約との協力の覚書の策定を優先するよう、条約事務局に求める。
14. 湿地の保全と賢明な利用が広範な環境管理や持続可能な開発といった枠組みの中で考慮されるようにするために、上述の条約の締約国に対し、生物多様性条約との共同作業計画、並びにボン条約、砂漠化防止条約、及び世界遺産センターのそれぞれと交わした協力に関する覚書を考慮し、これらの条約の施行に際してより調和がとられるよう、適切な場合には国内、地域的、国際的な機構や政策手段を強化することを要請する。
15. 決議 2 にしたがい、ラムサール条約の科学技術検討委員会に対して、資金と人的資源が許す限り、適切な場合には生物多様性条約、ボン条約、砂漠化防止条約、そして関連する地域的な協議の場における同じような専門家機関と、情報の交換、協力、そして活動の調整を行うこと、さらに、こうした行動の成果を常設委員会を通じて第 8 回締約国会議に報告するよう指示する。
16. 世界自然保護モニタリングセンターの作成による、環境関連条約間における情報管理の調整に関する報告書に盛り込まれた勧告の実施に、継続的に参加すること、そして資源が許す場合には、同報告書のセクション 5.2 に提案されているような、国別報告書の合理的作成に関する試験的な取組を特に支援するよう、ラムサール条約事務局に求める。
17. さらに、生物多様性条約のクリアリングハウス^{訳注}の新規取組を考慮に入れつつ、世界自然保護モニタリングセンターの情報管理の調整に関する報告書に盛り込まれている勧告実施への参加を、砂漠化防止条約、気候変動に関する国際連合枠組み条約、そしてヨーロッパの野生生物及び自然生息地に関するベルン条約の事務局に奨励するよう、ラムサール条約事務局に求める。
18. さらにまた、開発途上にある小島嶼国がラムサール条約に参加するように、「南太平洋の自然保護に関するアピア条約」、それに続く「南太平洋の自然資源及び環境の保護に関するヌメア条約」、並びに「広域カリブ海の海洋環境の保護と開発に関するカルタヘナ条約」との間に、適切な場合には共同作業計画を作成することも含めて、協力関係を築くように努めることをラムサール条約に求める。

訳注 情報センターのこと

決議 .5 ラムサール条約湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金(SGF)に対する批判的評価及びその将来的運用

1. 湿地保全基金の設置を定めた決議 4.3 及びその将来的な資金調達と運用に関する決議 5.8 を想起し、
2. また湿地保全基金を「ラムサール条約湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金」(ラムサール小規模助成基金)と改称し、さらにその運用について見直し、及びその資金調達レベルに関して勧告した決議 .6 を想起し、
3. 「1997-2002 年戦略計画」の行動 8.4.2 が、第 7 回締約国会議においてラムサール小規模助成基金の実績を批判的に評価するよう指示していること、並びに当該評価書が条約事務局により準備され、1998 年の第 21 回常設委員会会議で検討され、本締約国会議に送付されることに留意し、
4. ラムサール小規模助成基金が、1991 年の設立以来 72 の開発途上国及び市場経済移行国の 113 件の小規模プロジェクトに対して、計 3,815,821 スイスフランの資金を供与してきた事実に喜びをもって留意し、
5. 任意の拠出を行って、ラムサール小規模助成基金に対する基本予算からの配分を補助してきた締約国と組織に対して、心から感謝の意を表し、
6. ラムサール小規模助成基金に託された資金が、受給資格のある締約国から提出された他の 122 件の貴重なプロジェクトに資金提供するには十分でなかったこと、及び同基金に対してより長期的な保証のあるより多くの資金援助をひきつけるために、新たな取組が必要であることに懸念をもって留意し、
7. ラムサール条約事務局が、ラムサール小規模助成基金の支援するプロジェクトの評価過程、管理及びモニタリングを改善するために行っている各種イニシアチブ、及び同基金のための資金調達の取組に対して、同事務局を賞賛し、
8. ラムサール小規模助成基金の被援助国のなかには、プロジェクトの進捗状況及び最終的な成果を報告する義務をまったく怠っている国があること、または当該義務を期限どおりに果たしていない国があることを憂慮して、

締約国会議は、

9. 「ラムサール条約湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金」(ラムサール小規模助成基金)運用開始来最初の 9 年間に関して、ラムサール条約第 7 回締約国会議に提出された批判的評価には、この仕組みが開発途上国及び市場経済移行国においてこの条約を円滑に実施するために、継続してきわめて貴重なものであることが示されている、と確信したことを表明する。
10. ラムサール小規模助成基金で利用可能な資金レベルを、少なくとも年間 100 万米ドルまで増額すべきであると決議 5.8 及び決議 .6 で示した確信を、改めて表明する。
11. ラムサール小規模助成基金に拠出する公約を、できれば一度に 3 年分取りつけるための仕組みを策定するよう要請するとともに、次の 3 年間に常設委員会議長及び同委員会の財政小委

員会の議長となる締約国に対して、ラムサール条約事務局と常設委員会の支援を受けて、この仕組みを開始するように努めることを求める。

12. 今後は、ラムサール条約事務局がプロジェクトの準備に対する助言と援助を求めたいと望む締約国に対し、利用できる資金と人的資源に応じて助言サービスを提供すること、及びこれを実現すべく、正式なプロジェクト提出期日である 3 月 31 日よりも前に助言できるように、毎年 1 月 31 日までに条約事務局にプロジェクト案を提出するようプロジェクト提案者に促すことを指示する。
13. 今後常設委員会は、その国の新しいプロジェクトへの資金を供与する際に、ラムサール小規模助成基金に基づく過去の助成金に関して報告要件を遵守していることを条件とすることを決定する。
14. また、プロジェクトのモニタリングと評価を向上させるために、ラムサール小規模助成基金の運用方法に対して今後以下の修正を加えることを決定する。
 - a. ラムサール小規模助成基金から資金供与を受けた国に出張する場合のプロジェクト対象湿地視察及びプロジェクト実施責任者との会議を含め、当該基金によるプロジェクトの追跡調査と評価に振り向ける職員の時間配分を、条約事務局の年間作業計画に含める。
 - b. 被援助国のラムサール条約担当政府機関に対して、進捗をモニタリングすること、及びプロジェクト評価様式を用いて、ラムサール小規模助成基金に関する最終報告を評価することを奨励する。
 - c. 前項 b に加えて、ラムサール条約担当政府機関は適宜小規模助成基金プロジェクトのモニタリング及び評価に、各国のラムサール条約科学技術検討委員会(決議 .2)担当窓口を関わらせることを検討する。
15. さらに、利用できる資金と人的資源に応じて、主に提出されたプロジェクト評価に基づいて、寄付者に対して一段と詳細かつ定期的なフィードバックを行い、ラムサール条約のホームページにラムサール小規模助成基金関係の専用ページを設け、及び助成を受けたプロジェクト要約等の広報資料を掲載することを目的としてこのページを利用すべく、一層の取組を行うよう条約事務局に指示する。
16. 助成金配分決定方法、プロジェクトのモニタリング及び評価を含め、決議 .6 に定める当該基金の運用方法について継続して評価し、必要とみなす場合にはその運用方法に変更を加え、及びこの評価を第 8 回締約国会議に報告する権限を常設委員会に与える。当該評価では、ラムサール条約のいずれかの国際団体パートナーが当該基金の管理を行うことの可能性を考慮すべきである。

決議 .6 国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン

1. 締約国は「登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用すること^{訳注}を促進するため、計画を作成し、実施する」と定めたラムサール条約第3条1を想起し、
2. 「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」を定める勧告4.10及びその付属書、並びに「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」を定める決議5.6及びその付属書が、湿地の賢明な利用を達成する上で重要な一歩となる国家湿地政策の策定と適用を締約国に要請していることをさらに想起し、
3. 国家湿地政策の策定と実施のための枠組みを作成すること及び世界中の湿地政策の状況分析を行うことを求めた勧告6.9を意識し、
4. 「1997-2002年戦略計画」の実施目標2.1、行動2.1.2が、「他の国家的な自然保護計画策定の明確な構成要素の一つとして、または独立した政策として、国家湿地政策を策定するよう、いっそうの努力を促す」ことを締約国会議、ラムサール条約事務局及び協力機関に要請していることも同じく意識し、
5. 今回の締約国会議に対する国別報告書の中で、77の締約国が国家湿地政策もしくは戦略を実施中または策定中であるとの助言が与えられたことに喜びをもって留意し、
6. さらに、今回の締約国会議において、「湿地保全と賢明な利用のための国家計画を扱う分科会」が、「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」と題する本決議の付属書を締約国会議に提出し、かつそれについて詳しく検討したことに留意し、
7. 政策及び関係イニシアチブを策定するには、能力開発に取り組まなければならないこともあり、その場合には、人的資源、技術的資源及び財源を増やす必要が生じることを認識し、
8. このような政策の策定を検討中または実施中の締約国が、一段と効率的かつ効果的にその作業を実施または完了できるように、この決議の付属書の著者らが各自の経験に基づいて、一つのまとまった助言を提供してくれたことに感謝の意を表し、

締約国会議は、

9. 「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」と題する本決議の付属書を、締約国のための手引きとして採択し、このような政策をいまだ策定していない締約国は、この活動を最優先とするよう要請する。
10. 政策手段と法律との密接な関係を認識し、「湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン」と題する決議.7の付属書として提出された関連手引きに留意し、かつそれを等しく精力的に適用するよう、締約国に要請する。
11. 計画及び政府支出を管理する際、また劣化した湿地の機能を回復させる地方自治体の行動を推進する際には、湿地の復元を確実に優先して考慮するようにする適切な措置を、国家湿地

^{訳注} 日本語正訳を引用したため、listを「リスト」とせず「登録簿」とし、wise useを「賢明な利用」とせず「適正に利用すること」とした。

政策に盛り込むことの利益について認識するよう、締約国に奨励する。

12. また、影響評価に関する決議 16、及び奨励措置に関する決議 15 も同じく考慮しつつ、「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」(勧告 4.10)、「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(決議 5.6)、「ラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン」(決議 5.7)、「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 19)、及び「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議 9)等、この条約の下で採択された他のガイドラインの要素を、可能な場合には常に国家湿地政策に統合するよう、締約国に奨励する。
13. さらに、「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 19)に沿って、国家湿地政策の策定と実施に経験を有する締約国に対して、こうしたプロセスに着手する他のラムサール条約締約国と、その知識と経験を分かち合う機会を増やすよう、要請する。

決議 .7 湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン

1. 「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」を定める勧告 4.10 及びその付属書、並びに「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」を定める決議 5.6 及びその付属書を想起し、
2. さらに、締約国がこの条約及び賢明な利用の実施を支える活動を保証するために、賢明な利用のためのガイドライン及び「1997-2002 年戦略計画」の実施目標 2.1、行動 2.1.1 が、締約国に対して法制度と実施状況の見直しを行うよう要請していることを想起し、
3. 今回の締約国会議への国別報告書で、湿地保全と賢明な利用の促進を保証するために、45 の締約国が法制度の見直しを行っているとの助言が与えられたことに留意し、
4. さらに、今回の締約国会議において、「湿地保全と賢明な利用のための国家計画を扱う分科会」が「湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン」と題するこの決議の付属書を締約国会議に提出し、かつそれについて詳しく検討したことに留意し、
5. 締約国が湿地関連の法制度の見直しを行う際の一助となるガイドラインを整備できるように、IUCN の環境法計画、並びに、特にケーススタディ及びこの決議の付属書の著者らが、経験に基づいてまとめた助言及び手引きを提供してくれたことに感謝の意を表し、

締約国会議は、

6. 「湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン」と題する本決議の付属書を、締約国のための手引きとして採択し、まだこのような見直しを行っていない締約国に対して、この活動を最優先するよう要請する。
7. 政策手段と法律との密接な関係を認識し、「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」と題する決議 .6 の付属書として提出された関連手引きに留意し、かつそれを等しく精力的に適用するよう、締約国に要請する。
8. 法制度の見直しの実施中または計画中の締約国に対して、その見直しが湿地保全に対する制約及び賢明な利用の実施に対する制約を取り除くことを目的とするだけでなく、賢明な利用という義務を果たすための効果的な適用を支援する、積極的な奨励措置の導入を保証するよう奨励する。
9. また、「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」(勧告 4.10)、「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(決議 5.6)、「ラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン」(決議 5.7)、「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)、及び「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議 .9)等、この条約で採択された加盟国のための他のガイドラインの要素を、国家湿地政策またはそれと同等の方策の可能な箇所に統合するよう、締約国に奨励する。
10. さらに開発途上国及び市場経済移行国において、ここに付属するガイドラインの適用につながるプロジェクトと、法制度の結果的な見直しに対する支援を優先するよう、開発援助機関に要請する。

決議 .8 湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン

1. ラムサール登録湿地の管理計画の策定、そして湿地の賢明な利用に関する意思決定過程において、地域住民の参加を奨励するよう求めている「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」(勧告 4.10)及び「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(決議 5.6)を想起し、
2. 1996年にモンリオールで開催された「世界自然保護会議」の決議 1.51 と、1995年の日本の登録湿地谷津干潟での国際湿地シンポジウムにおける「習志野声明」が、先住民に関して、地域住民や地域社会に情報を提供した上で、湿地管理に彼らの積極的な参加を求めたことと、1998年6月にデンマークのオルフスにおいて採択された「国連欧州経済委員会の情報公開、政策決定における市民参加、環境的公正に関する協定」を意識し、
3. 国際労働機関の「独立国における先住民及び部族民に関する第169協定」を意識し、
4. また、多くの場合において先住民や地域社会がすでに、湿地の管理や持続可能な利用に関わってきており、湿地利用に関して長期にわたる権利、先祖伝来の価値観、伝統的知識や慣習を有していることも意識し、
5. さらに、特にラムサール条約事務局に対して、WWF(世界自然保護基金)、釧路国際ウェットランドセンター、カドー湖研究所、IUCN(国際自然保護連合)、締約国及び関連NGOと協力して、湿地管理に地域住民や先住民を巻き込むことによる利益を評価し、本締約国会議における考慮のために、ラムサール条約の賢明な利用原則の採択や適用を、参加型アプローチによって進展させる方法についてのガイドラインを準備することを求めた、勧告 6.3 を想起し、
6. ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」の実施目標 2.7 が「湿地の保全と賢明な利用において、先住民を含んだ地域社会の情報提供を受けた上での積極的な参加、特に女性の参加を奨励する」ための行動を述べていることを確認し、
7. 地域の利害関係者を巻き込むことは、そのような参加がこれまでにラムサール条約が奨励してきた様々な行動を十分に活かすような形で行われた場合には、条約の第3条1に基づく湿地の賢明な利用という目標達成のための活動を促しうると、参加型アプローチの実施に関するガイドライン作成段階で記録され分析された事例研究によって明らかになったこと、そして、これらの事例研究から得られた知見は、締約国等が、これまでの失敗例を避けるように参加型アプローチを育成するよう支援できることに留意し、
8. さらに、第7回締約国会議のテーマが「人と湿地 - 命のつながり」であること、そして本締約国会議の分科会 が、湿地管理への地元住民及び先住民の参加を促進するための手段や仕組みについて、詳細に検討していることに留意し、
9. また、IUCNが、釧路国際ウェットランドセンター、カドー湖研究所、WWF、及びラムサール条約事務局と協力して作成した「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」と題する草案文章について、本締約国会議の分科会 が検討を加えていることにも留意し、
10. オーストラリア、スイス、英国の各国政府が提供した、「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」の策定及び関連事例研究に対する財政支援に感謝し、

締約国会議は、

11. ラムサール条約全般や賢明な利用原則の履行における、締約国のためのさらなる手引きとして、本決議に付属書として添付されている「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」を採択する。
12. 締約国に対して、地域レベル、集水域レベル、国家レベルにおける湿地の賢明な利用原則の履行やラムサール登録湿地やその他の湿地の管理において、地域社会や先住民が情報提供を受けて積極的に参加しかつ責任分担することを促進するために、この「ガイドライン」を適用することを求める。
13. さらに、締約国に対して、本決議に付属する「ガイドライン」を適用する場合には、可能な限り女性、青少年、及びこれらの層を代表する組織を参加させることを優先事項とし、特別な配慮を払うことを求める。
14. 締約国に対して、国家湿地政策や関連する法律の制定に際しては、地域社会や先住民と広範な協議を行うこと、そしてこうした政策や立法措置が導入された時には、社会全般がその履行に積極的に参加できるようにするために、本決議の付属書に合致するような仕組みを持つものとするを要請する。
15. さらに、締約国に対して、適切な場合には、湿地の持続可能な利用のための国レベル、地方レベルでの政策決定に先住民や地域社会が直接参加できるように、そのために必要な財源の提供も含めた立法上政策上の規定を作ることを要請する。
16. 締約国に対して、地域社会や先住民を含めた利害関係者の代表が、国内ラムサール委員会や同様の組織に出席するようにし、可能な場合には、今後の締約国会議における政府代表団の中に、政府以外からの利害関係者の代表が参加するように促す。
17. 締約国に対して、湿地とその保全に関する政策決定にあたり透明性を確保し、また、ラムサール登録湿地の選択及びすべての湿地の管理においては、その過程における利害関係者の十分な参加を保証しつつ、技術的データ等の情報を十分に提供することを奨励する。
18. さらに、締約国、専門家、地元住民及び先住民に対して、政策決定に際しては、最善の科学的知見や地元の知恵が十分に考慮されるようにするために、湿地の管理や計画立案において協力し合うことを奨励する。
19. 締約国に対して、推進役としての技能開発、協議のための過程作り、微妙な文化的問題に対する配慮、そしてラムサール条約の「賢明な利用ガイドライン」の適用といった内容について、政府機関の行政担当者や地域住民に研修の機会を与えることに特別な配慮をしながら、参加型アプローチの実施のために必要な能力の養成を優先的に行うよう求める。
20. 締約国に対して、必要に応じ、参加型アプローチの確立を促進するために必要な専門知識を持った、先住民グループ、地域住民グループ、湿地教育センター、NGOの参加や支援を求めることを促す。
21. 締約国に対して、参加型管理を確立するためには財政措置や奨励策が触媒として働く場合が多いこと、それゆえ、地域社会や先住民の参加を促すための努力においては、優先的に考慮されるべき事項であると認識することを求める。

22. 湿地保全や賢明な利用プロジェクトや一般的な水資源総合管理プロジェクトを支援している、多国間及び二国間開発援助機関に対して、本決議の付属書及びその中で明記されている国レベルの優先行動を考慮に入れることを要請する。
23. ラムサール条約事務局に対して、湿地管理を支援する参加型アプローチや先住民の知識体系に関する情報を交換するため、そして本決議を履行する際に締約国の役立つと思われる研修やその他の話題に関する情報を収集するために、人的資源及び財源が許す限り、情報センターを設立し、担当官を置き、国際条約事務局を含む国際的団体と連絡を取り合うことを指示する。
24. ラムサール条約事務局と協力機関に対して、国際団体パートナー、先住民グループや地域住民グループの経験を活かしながら、ラムサール登録湿地や他の湿地における参加プロセスの確立と強化に関する新たな経験に照らし合わせて、この「ガイドライン」を第9回締約国会議までに一層充実させることを要請する。
25. 第8回締約国会議のための国別報告書の一部として、この「ガイドライン」履行のために大きな努力が払われた例、特に湿地管理への地域社会や先住民による参加を拡大し効果を高めるための努力について、特別な注意を払うことを決定する。

付属書

「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」

1. はじめに

1. 「国際的に重要な湿地のリスト」に登録されている湿地(ラムサール登録湿地)及びその他の湿地の管理における政策決定には、地域社会の関与や参加が不可欠であるということは、ラムサール条約の歴史全体を通して認識されてはきたが、この問題に関して締約国が利用できるガイドラインはほとんど存在していない。この状況を認識して、ラムサール条約第6回締約国会議(1996年)の勧告6.3は、締約国に「ラムサール登録湿地や他の湿地そして集水域での湿地管理の際、地域住民と先住民が適切な機構を通じて、積極的かつ十分な情報に基づいた参加が出来るように、特段の努力を払う」ことを求めており、また、条約事務局に対して、締約国がそのような努力を行うのを支援するために、IUCN(国際自然保護連合)、WWF(世界自然保護基金)、カドー湖研究所(米国)、及び釧路国際ウェットランドセンター(日本)と協力して事例研究を行い、ガイドラインを作成するという任務を課した。
2. このガイドラインは、湿地管理における地域住民及び先住民の参加が、効果的な管理の実施に多大な貢献をし、ラムサール条約の賢明な利用という目的を推進するという前提に立って作成されたものである。ラムサール条約第3回締約国会議(1987年)において定義されたように、湿地の賢明な利用とは「生態系の自然財産を維持しうるような方法での、人類の利益のために湿地を持続的に利用すること」である。参加型の管理について作成を依頼した23の事例や他の経験からの証拠によれば、地域住民及び先住民の参加は、条約がこれまでに奨励してきた様々な行動を十分に活かすような形で行われた場合には、湿地の生態学的健全性の維持と回復に著しく貢献するだけでなく、地域社会の福祉や資源へのより公平なアクセスにも貢献することを示している。実際的には、ラムサール条約の「賢明な利用」という概念は、「持続可能な利用」と同義である。
3. このガイドラインは、ラムサール条約の賢明な利用という目標をさらに押し進めるような方法で、締約国が湿地管理に地域住民及び先住民を参加させるよう支援することを意図している。
4. これまでの経験は、次のような場合には湿地管理における協力関係に、地域住民や先住民に参加してもらうのが望ましいことを示している。
 - a. 利害関係者の積極的な取組と協力が湿地管理にとって不可欠である場合(例えば、湿地に人が居住しているか、湿地が個人所有である場合)。
 - b. 湿地内の自然資源を利用することが、地域住民の生計や安全、また文化的遺産にとって不可欠である場合。
 - c. 地域住民及び先住民が、湿地管理に参加することに強い関心を示している場合。
5. 次のような場合には、地域住民及び先住民の参加が一層強くなる。
 - a. 地域の利害関係者が、湿地に対する慣習的/法的権利を長年にわたり享受している場合。
 - b. 地元の利害が、湿地の管理される方法に多大な影響を受ける場合。
 - c. 政策的に決定されるべき内容が複雑、あるいは議論の余地が大きい場合(例えば、異なる

価値観を調整する必要がある場合、または土地や自然資源の所有形態について見解の不一致がある場合等)。

- d. 既存の管理体制では、湿地の賢明な利用が実現されない場合。
 - e. 利害関係者の側に協力する用意が出来ており、またそうすることを要請している場合。
 - f. 管理に関する決定を行う以前に、利害関係者同士で交渉する時間が十分にある場合。
6. 地域住民及び先住民の参加を確実に成功させるための、定義的な一連の基準を提示することはできない。「参加」という言葉の意味合いの広さ(単なる協議から管理権限の委譲まで)、そして地域にも多様な現状があることから、参加型管理を確立するための必要条件はもしあったとしても限られたものである。しかしながら、ラムサール条約の「持続可能な利用」という概念を支持する考え方や価値観を持つということが、一つの一貫した要素として存在する。
 7. 資源管理における地域住民及び先住民の参加は、「参加型管理」として知られる一般的な資源管理アプローチの範疇に入る。協力的管理、共同管理、合同管理などの表現は、大なり小なり同義である。
 8. このガイドラインにおいて、「利害関係者」とは、特に湿地管理に責任のある政府機関や地域社会及び先住民社会内で利害関係のあるグループに焦点を当てており、湿地の管理に対して個別の利害を持っていたり、貢献することができる人々を意味していると解釈される。
 9. 「地域社会及び先住民」に言及する際には、「地域住民及び先住民」という表現も用いられていることに注意を促す必要がある。また、「先住民」という言葉も、国によって異なっているだろう。さらに、「地域」という言葉も相対的な表現である。例えば、湿地から離れたところに住んでいる利害関係者もいるだろう(季節的に移動を行う漁師、あるいは遊牧民等)が、彼らもまた湿地資源に対して自分達の権利を主張しうる。

II. 参加型管理の事例研究から得られた知見の要約

10. 地域住民及び先住民の参加そして賢明な利用のための奨励策が不可欠である。すなわち、長期的には、すべての人々が利益を得なければならない。
 - a. 地域住民及び先住民は、以下のような活動に代表される持続可能な生計の道を維持することを通じて、参加型管理から利益を得る。
 - i. 漁業及び狩猟
 - ii. 農業及び干草作り
 - iii. アシの収穫及び林産物の採集
 - iv. 塩の採取
 - v. レクリエーション利用及びエコツーリズム
 - vi. 家庭向けの水の消費
 - b. 地域住民及び先住民にとっての参加型管理の他の利益としては、以下のものがある。
 - i. 湿地に結びついた精神的・文化的価値の維持
 - ii. 湿地資源に対するより公平なアクセス
 - iii. 地元の人々の能力向上及び権限委譲
 - iv. 利害関係者間における利害対立の軽減
 - v. 生態系機能の維持(例えば、洪水調節、水質改善等)

- c. 政府機関は、参加型管理によって以下のような事項を通じ利益を得る。
 - i. 生態系の存続能力の向上
 - ii. 管理費用の削減
 - iii. モニタリング及び監視体制への支援
 - iv. 違反件数の減少
 - v. 湿地に依存する地域社会の社会的持続可能性や生活の質の向上
 - d. 税制上の優遇措置、助成金、湿地保全のための地役権、ライセンスに関する特別措置、市場へのアクセスの向上、財政的補償制度、社会基盤の一層の整備、開発活動といった奨励策は、地元や先住民の利害関係者を対象として適切に構築された時には、賢明な利用という目標を押し進めることができる。
11. 利害関係者間の信頼関係が不可欠であり、その醸成を図る必要がある。
- a. 利害関係者間における信頼関係の醸成には、時間、努力、配慮を必要とする。信頼関係の醸成に貢献する要因には、次のような事項が含まれる。
 - i. 共通の目標を協力して追求する意欲
 - ii. 相互努力
 - iii. 相互尊重
 - iv. 持続的かつ開かれたコミュニケーション
 - v. 参加型管理プロセスの成果に関する明確かつ現実的な期待
 - vi. 合意された課題の満足できる、かつ時宜を得た遂行
 - vii. 約束事項を最後までやり抜くこと
 - viii. 地域社会のすべての部門による参加
 - b. 参加型管理は、利害関係者のもつ利害が公に言明された時に最もうまくいく。
 - c. 実施内容や目標が明確な言葉で述べられることは、管理のための協力関係樹立に役立つ。
 - d. 参加型管理の過程には、利害関係者間の信頼関係を醸成するための強力な支援が必要となる。強い指導能力を備えた独立した仲介役が、最も効果的である(これは、しばしばN G Oの役割となる)。
 - e. 適切な法的あるいは政策的枠組み(例えば、組織を作る権利、N G Oの法的認知、湿地保全のための地役権等)は、参加型管理の樹立に役立つ。
 - f. 公開討論会、研究グループ、ワークショップは、ラムサール条約の原則や、保全や持続的利用の対象となる資源の価値に対する、様々な人々の理解を深めるために効果的な手段になり得る。
12. 柔軟性が求められる
- a. すべての状況に当てはまる、特定レベルの地域住民と先住民の関与の形は無い。
 - b. すべての状況で効果を発揮するようなプロセスを作り上げる、特定の取組や処方箋があるわけではない。

- c. 参加型管理が成功するためには、賢明な利用を追求する過程において、基本的な開発の必要性が満たされる必要があるだろう。
 - d. 「行動を通して学ぶ」というアプローチ(例えば、取組方法や成果の継続的な評価)を用いることは、必要があれば軌道修正を可能にする。
13. 情報交換及び能力養成が不可欠である
- a. 参加型管理アプローチにおいて政府機関も時として、以下に明記するような利害関係者のための能力養成を行う必要がある。
 - b. 利害関係者はしばしば、以下に関する能力を養成する必要がある。
 - i. 適切な組織の設立及び運営
 - ii. 政府機関との効果的な関係の樹立
 - iii. 政策決定における交渉と貢献
 - iv. 湿地管理及びラムサール条約の原則の技術的側面
 - v. 湿地の生態学的モニタリング及び生態学的特徴の変化の識別
 - vi. 参加型プロセスの評価
 - vii. 資金を確保するためのプロジェクト提案の考案企画
 - c. 地元が存在している環境に関する知識は、最善の科学的知見と結びつけられた場合に、湿地管理戦略に著しい貢献をもたらすことができる。
 - d. 地元の利害関係者を現地モニタリングや参加型管理プロセスの評価に関与させることは、地域参加による環境保全の目的を達成する上で、貴重かつ実質的な貢献となる。
 - e. 参加型管理体制を確立するためには、生物学的そして社会科学的な専門知識等を活用した、学際的取組が極めて重要になる。
 - f. 現地モニタリングでは、「限界費用」アプローチを利用することができる。すなわち、技術的専門家が従事することもできるだろうし、また、既存の施設(大学の研究室等)も最小限の費用で利用できる場合があるだろう。
 - g. 定期的会合、定期刊行物の発行、ラジオ番組等のネットワーク作りの手法は、情報交換や教育目的に役立つものとなる。
 - h. ラムサール条約の基本的概念、人間には自然を管理する義務があるという原則、そして生態学的価値といった考え方は、地元の学校の教育課程を通して伝えることが可能である。
 - i. 各地のウェットランドセンターは、次のような役割を果たすことができる。
 - i. 地域住民及び先住民に情報を提供して積極的な参加を求めるための触媒となる。
 - ii. 持続可能な湿地管理のためのデモンストレーションの場所として機能する。
 - iii. 広範な利害関係者を対象とする公式、非公式を問わない教育プログラムを支援する。
 - iv. 地域住民及び先住民の関心事項を政策決定に携わる人々に知らせるのに役立つ。
 - v. 湿地とその管理に関する情報やアドバイスを提供する。

14. 資源及び努力の継続性が重要である

- a. 参加型管理を確立するには時間を要する。
- b. どのような管理体制の場合とも同じく、参加型管理も単独で完全に資金調達できることはないだろう。
- c. 寄付や政府機関による財政支援は、継続を可能にするために重要である。
- d. 国や地域レベルでの適切な法的及び政策的枠組があることは、継続性に貢献する。
- e. 政府上層部からの支援(理想的には関連する多くの省庁からの支援)は、参加型管理体制において、政府による約束事項の遂行のために重要である。

III. 地域住民及び先住民の参加

15. 参加型管理プロセスにおいて地域住民及び先住民の参加を求める場合、その推進役や調整役となる者は、次のような事項を行う必要がある。

- a. すべての利害関係者が推進役/調整役の役割を理解できるようにする。
- b. 新たなプログラムの基本的な目標について、すべての利害関係者が合意していることを定期的に確認する。
- c. 湿地の保全や持続可能性に関する意識を高める。啓発活動の準備と運営に地域住民及び先住民を参加させる。
- d. 地域社会で影響力を持つ人々、地域のすべての部門、また特に女性と青少年層の参加を確実なものとする。
- e. 参加型管理の過程や様々な取決めにおいて、利害関係者達が自分達の問題であるという意識を持ち続けるようにし、重要な参加者のうち誰一人として締め出されないようにする。
- f. 地域住民及び先住民の間の異なる利害関係者を代表する、地元組織や伝統的構造の関係者を参加させ、かつそのような組織の強化を図る。もし、そういった組織が存在しない場合には、それらの設立を支援する。
- g. 組織作りや交渉の能力、記録や会計報告書の作成、利害調整等に関して地元の能力開発に努める。また、(必要に応じて)集会場所、電話等基本的な機器、移動や輸送の手段などを提供する。
- h. 推進役や調整役として働く人が、参加型評価手順や立案技能について適切な研修を受けており、推進や調整のために必要な能力を身に付けているようにする。
- i. 公共部門の利害関係者と協力して、参加型管理プロセスの開発と実施のために必要な能力を培う。

- j. 主だった当事者グループが、お互いの必要事項、責任、そして限界について明確に理解しているようにする。
- k. 地域住民及び先住民が、参加型評価手法や計画立案技能について習得し、その知識が地域社会の他の課題にも適用できるようにする。
- l. すべての約束が果たされるようにする。
- m. 進展状況を確認するために地元の資源を活用し、現地モニタリングや事業過程の検証を行うプログラムを開発する。
- n. 様々な利害関係者が引き受けることになる任務が、それぞれの能力の範囲内であるようにする。
- o. 参加型管理の取組について財政支援機関が、課題や進捗状況を常に把握しているようにする。
- p. 湿地管理に参加している各地域社会を結ぶネットワークを構築し、定期的に情報や経験から得られた知見の相互交換を図る。
- q. 可能な場合には、先住民の知識体系や伝統的知識体系を保存するためのセンター設立を考慮するなどして、湿地管理に伝統的知識を適用することを支援する。

IV. 地域住民及び先住民の参加度合いを測る

- 16. 以下に挙げてあるのは、地域住民及び先住民の参加度合いを測るために、役立つと考えられる指標の簡略化されたリストである。ただし、このリストはすべてを網羅したものではない。また、相互参照しやすいように、以下の各項目は第 項(第 10~14 節)のそれぞれと対応させてある。
- 17. 奨励策
 - a. 湿地資源の賢明な利用によって、地域住民及び先住民がなにがしかの経済的利益あるいは他の利益を得ている。
 - b. 政府機関が、参加型管理を支援する政策を明確に述べている。
 - c. 参加型管理のための適切な法的そして財政的奨励策が整っている。
 - d. 参加型管理プロセスによって、利害関係者の間でより公平な利益の配分が行われるようになった。
 - e. 利害関係者が、参加型管理に関わったことに満足していると表明している。
- 18. 信頼
 - a. 地域住民及び先住民に対する約束事項を明確に述べており、その内容が一般的に知られている、政策もしくは法的文書が存在している。

- b. すべての重要な利害関係者(特に政府機関)が、参加型管理を法にかなったものであり望ましいものと認識している。
- c. 湿地資源の利用と管理に影響する重要な政策決定において、現在では地域住民及び先住民が参加するようになった。
- d. 参加型管理を促進しようとしている地元組織が、その地域社会の中で尊敬されている。
- e. 地域住民及び先住民の代表者が、彼らの真の代表者であり、地域社会に対する責任を自覚している。
- f. 資源利用や参加のために、地元の実情に合致した規則が存在する。
- g. 利害関係者の間に、(公式であろうと非公式であろうと、口頭であろうと文書によるものでであろうと)管理についての取り決めが存在している。
- h. 管理についての取り決めによって、対象範囲や参加メンバーが明確に定められている。
- i. 管理についての取り決めによって、特に利害関係者の役割、権利、そして責任が定められている。
- j. 管理についての取り決めが、少なくとも資源を利用している利害関係者や政策決定に関わる主要グループによって承認されている。
- k. 管理についての取り決めに関わる当事者達が、彼らの約束を果たしている。
- l. 管理についての取り決めの中で明記されている取組、規則、権利や責任に対して承諾されなかったり実行されなかったりするレベルが、許容範囲内であると考えられる。
- m. 規則違反に対して段階的に制裁を加える等の措置が、主要当事者グループすべてによって同意されている。
- n. 資源管理のために制限が実施されているという証しがある。

19. 柔軟性

- a. 資源利用に関する規則は、その影響を受ける利害関係者が共同することによって修正を加えることが可能である。
- b. 管理組織を構成する単位が「階層式」になっている(異なるレベルにおいて違う団体が担当している)。
- c. 地域住民及び先住民が、彼らが関心を寄せる資源についての変化で、その変化のスピードと方向に影響を及ぼすことができる証しがある。
- d. 推進役/調整役が、「行動を通して学ぶ」こと、そして適応性のある管理を実施している。

20. 情報交換及び能力養成

- a. 利害関係者の間に、新しい管理の取組、規則、権利、責任についての認識がある。
- b. 地域住民及び先住民、そして関係政府機関との間に双方向コミュニケーションが成立している。
- c. 情報が住民に容易に理解されるような形で、タイミング良く、かつ正確に届けられる。
- d. 地域住民及び先住民が、現地モニタリングと参加過程の評価に参加している。
- e. 地元の人的組織体制や生態学的知識に対して、主要な政府機関が敬意を払っているという証しがある。
- f. 利害関係者が、十分な技能を持っていることや必要な権限を譲渡されていること(例えば、政策決定の能力、モニタリング技能)を実証している。
- g. 利害関係者が確立した測定手法によって、意図されていた地域の参加の程度、また、認識されていた湿地の「機能と価値」及び湿地の賢明な利用が、地域の参加によって実際にどの程度改善されたか、あるいは保全されたかの程度を具体的に定量化して示すことができる。

21. 継続性

- a. 地域住民及び先住民の参加を促進する組織的構造が、一つか二つ以上存在する(例えば、協議会、管理団体、女性グループ等)。
- b. 無作為抽出で選んだ地元住民及び先住民が、湿地管理における地域社会の役割について説明することができる。そしてまた、直接参加している人々が、自分達の参加の目的について明確に説明できる。
- c. 政府機関及びその職員が、参加型管理のために言明された約束事項を示すことができ、地域住民及び先住民の参加目的を明確に説明できる。
- d. 現在進行中の参加型資源管理のための適切な財源が長期的に存在する。
- e. 地域住民及び先住民が、参加型管理協定の実施に対して何らかの支援(時間、労力、伝統的な知識や専門知識)を提供している。
- f. 利害衝突を調整する仕組みが存在する。そしてまた、管理のための協力関係において利害衝突が生じた場合に申立てを行うための手順が存在する。
- g. 地域の湿地管理と、その湿地を含む全集水域の管理との間に、一貫性がある。

V. 参加型管理プロセスの審査

- 22. 地域住民及び先住民による湿地管理への参加は、すべての湿地の賢明な利用というラムサール条約の目的を前進させる手段である。ラムサール条約に関係する担当政府機関、湿地管理担当者、管理過程の推進役や調整役は、賢明な利用に関する既存の手引きを認識する必要がある。また、参加型管理における政策決定過程において、この手引きを継続的に適用していく必要がある。政策決定過程では、その各段階において、以下のラムサール条約の基準と原

則に照らし合わせて、様々な行動がもたらす意味を考慮する必要がある。

- a. ラムサール条約の賢明な利用のガイドライン(勧告 4.10 及び決議 5.6)
- b. ラムサール条約の管理計画策定に関するガイドライン(決議 5.7)
- c. 湿地の生態学的特徴のモニタリング(条文第 3 条、勧告 5.2、決議 .1、決議 .10)
- d. 賢明な利用のための管理に関する基準：
 - i. 種の多様性、湿地の面積、そして水質が増加(改善)もしくは維持されている。
 - ii. 資源利用が持続可能である。
 - iii. 予防原則が適用されている。
 - iv. 費用便益分析によって湿地の機能的価値が考慮されている。
 - v. 参加型管理が集水域全体を考慮に入れたものであり、その中での決定は、湿地にとって何が最善であるかを考慮したものとなっている。
 - vi. 湿地の劣化が、努力によって湿地の復元や機能の回復へと置き換わっている。

決議 .9 1999-2002 年ラムサール条約普及啓発プログラム

(ラムサール条約の施行を支えるための広報、教育、普及啓発促進活動)

1. 決議 .19 が「湿地の価値と利益についての知識と理解を向上し、湿地資源の保全と持続可能な管理に向けた活動を促進する」ために教育、普及啓発に関して共通のプログラムを求めていることを想起し、
2. ラムサール条約が「世界中のすべてのレベルで、湿地の価値と機能に関する認識を高める」ために活動の範囲を表した条約の「1997-2002 年戦略計画」の総合目標 3 に留意し、
3. ラムサール条約とその戦略計画の履行の中心要素である広報、教育、普及啓発の重要性を認識し、
4. 1998 年 9 月にラムサール条約事務局が主催して開催したワークショップの以下の参加者(国際自然保護連合情報通信教育委員会、ガーナ野生生物協会、地球河川環境教育ネットワーク(GREEN)、Water Planet、Water Watch Asia、Watercourse and Project WET、Waterwatch Australia、国際湿地保全連合教育普及啓発専門家グループ、野禽湿地トラスト、WWF(世界自然保護基金))が「ラムサール条約普及啓発プログラム」の策定に多大な貢献を果たしたことに感謝の意を表し、
5. さらに、本締約国会議の分科会 において条約の「1999-2002 年普及啓発プログラム」の詳細について検討し議論が行われたことに留意し、

締約国会議は、

6. 締約国、ラムサール条約事務局、条約の国際団体パートナー、地域の利害関係者、その他が、条約の施行を国際的、地域的、国内的、地域的な各レベルにおいて行うために適切な広報、教育、普及啓発活動の策定に関わる個人や機関に対して手引きを提供するために、本決議に添付された「1999-2002 年ラムサール条約普及啓発プログラム」を採択する。
7. 「普及啓発プログラム」により、すべての締約国が、「湿地に関する広報教育普及啓発」としてふさわしい政府と非政府機関の担当窓口を 1999 年 12 月 31 日までに指名するよう求める。
8. さらに、先進事例の知識、専門技術、資源を共有するために本分野に関する地球規模の専門家のネットワークを構築するべく、ラムサール条約事務局に上記担当窓口の名前、連絡先の詳細をできる限り早く提供するよう求める。
9. 「普及啓発プログラム」で提言されているように、各締約国は、ラムサール国内委員会あるいはこのために適切に構成された特別部会による「湿地に関する広報教育普及啓発」分野の国内の需要、能力、機会の見直しを行い、これに基づいて国際的、地域的、国内的、地域的なニーズを検討する優先事項のための「国内広報教育普及啓発行動計画」を作成するよう要請する。
10. 締約国に対し、「国内湿地広報教育普及啓発行動計画」を 2000 年 12 月 31 日までに持つように努め、他の締約国や関係機関、個人に供給できるように、コピーを条約事務局に提供することを奨励する。
11. 広報、教育、普及啓発が、諸活動の効果的な実行を下支えするものとの認識を確実にするた

- め、より拡充した環境、生物多様性、湿地及び水管理政策の統合された要素として、各国の「湿地広報教育普及啓発行動計画」が立案、実施されるよう強く求める。
12. 本普及啓発プログラムの実行を進めるための今後の活動パートナーシップと協力のために決議 .3でいうところのラムサール条約の国際団体パートナーの地球規模プログラムとの提携を暖かく歓迎する。
 13. 条約事務局に対し、財源と人材が許す範囲で、各締約国の湿地広報教育普及啓発担当窓口が提供した情報や材料を使って条約事務局のホームページ内に湿地広報教育普及啓発に関する情報センターを設置するよう指示する。
 14. 湿地広報教育普及啓発活動とラムサール条約の概括的な履行の補助のために、インターネットや電子メールの将来性を余すところなく活用するという意味での「普及啓発プログラム」、すなわち 2000 年までに、ラムサール条約担当政府機関それぞれがインターネットの接続と電子メールの設備を備え、これらの設備が環境、湿地教育や意識向上の用に供せられるよう、漸次リンクをしていくことを目標として設定することに留意し、これを支持する。
 15. 「世界湿地の日」及び「世界湿地週間」の実施の機会が多くの国々に拡大しつつあることを歓迎し、この機会をもって湿地保護や賢明な利用における締約国の諸活動や継続的な努力に対する関心を高める、あるいは新たに高めることに着手するよう、要請する。
 16. 「普及啓発プログラム」のうち学校教育及び研修のための新たな取組を検討する部分に対する注意を促し、各締約国の条約担当省庁に対し適切な他省庁とともにこれを見直し、これらの省庁並びに他の適切な専門機関・団体の代表者の「湿地広報教育普及啓発特別部会」への参加を呼びかけることを奨励する。
 17. この「普及啓発プログラム」の礎石をなす湿地リンクインターナショナルの新たな取組への強力な支持を再び表明し、過去にこの行動計画のための相当な支援が欠如していたことを憂慮し、また締約国、国際団体パートナー、地域NGO^{訳注}、全国規模NGO、そして見込みの持てる協賛者に対し、この新たな取組の可能性を現実のものとするために力を結集し、努力の優先度を再評価することを要請する。
 18. 多国間、二国間の援助機関そして民間企業の協賛者に対し、広報・教育・意識向上の拡大、湿地に関連する伝統的な知識と技術の適切な回復・保護・普及活動の推進、そして「国内湿地広報教育普及啓発行動計画」の準備資金を確実に分配することの意義と重要性を認識するよう要請する*。

^{訳注} この場合の「地域」は、アジア地域などの単位を指す。

* 本決議に関連し、財政及び予算に関する決議 .28 第 18 節においても、「『普及啓発プログラム』のために任意基金を設立することを決定し、常設委員会に基金の運用要項を準備し、1999 年の常設委員会定例会議の際に採択することを求める。また、各締約国、NGO、各種財団、民間企業や他の機関に対し、基金への拠出を促す」と述べられている。

付属書

1999-2002 年ラムサール条約普及啓発プログラム

ラムサール条約の施行を支えるための広報、教育、普及啓発の促進行動
(ラムサール条約は、1971 年イランのラムサールにて採択)

目次

普及啓発プログラムの目標と根拠

- i. 課題の定義
- ii. 目標
- iii. 普及啓発プログラムの根拠
- iv. 普及啓発プログラムについて
- v. 対象グループの特定

関係者

- i. 締約国
- ii. 条約事務局(ラムサール条約事務局)
- iii. 条約の国際団体パートナー
- iv. 地域NGO及び全国規模NGO
- v. 地元の利害関係者
- vi. 援助機関及び協賛者

行動のための手段と枠組み

- i. 必要性、能力及び機会の検討
- ii. 戦略計画策定過程
- iii. 関係者間の情報伝達
- iv. キャンペーン
- v. 参考資料の共有
- vi. 学校教育及び研修
- vii. 教育・普及啓発センター

添付文書 普及啓発プログラムの優先的対象グループ
添付文書 湿地リンクインターナショナル

普及啓発プログラムの目標と根拠

1. 「普及啓発プログラム」は、1996年の第6回締約国会議で採択された、ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」総合目標3への直接的な対応策である。総合目標3では、その三つの実施目標を通じて、この条約が「世界中のすべてのレベルで、湿地の価値と機能に関する認識を高める」ことができるようにする一連の行動を定めている。
2. 戦略計画総合目標3の下にある三つの実施目標は、この条約と条約事務局の国際的な教育・普及啓発プログラム、国内的な教育・普及啓発プログラム、及び広報活動について言及している。本文書で定める普及啓発プログラムにおいても、これと同じ三つの活動分野について総合的に検討し、締約国、条約事務局、この条約の国際団体パートナー、地域住民等がそれぞれの優先する対象グループに普及するための適切な行動をとる一助となるように、モデルを提示している。

課題の定義

3. 締約国、条約事務局、この条約の国際団体パートナー、地域住民等に対する課題は、湿地の保全及び湿地資源の賢明な利用に反するような慣行を変えるために、効果的な広報活動を行うことである。効果的であるためには、締約国が課題と可能な解決策を決める際に利害関係者を参加させ、変化をもたらすための法的及び経済的手段と適切に結びついた手段として、広報と教育とを利用する必要がある。これはつまり、各締約国がラムサール条約を施行する際に、広報活動がその中心部分になるということであり、ラムサール条約事務局とこの条約の国際団体パートナーがそれを支援するということである。

目標

4. 普及啓発プログラムの目標は、ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」総合目標3に定められた実施目標と同じである。すなわち、
 - i. 実施目標 3.1 「協力機関や他の機関と協力し、各国の教育及び普及啓発プログラムを促進するために企画された、湿地及びその機能と価値に関する国際的な「教育・普及啓発」プログラムの実施を支持し支援する。」
 - ii. 実施目標 3.2 「主要政策決定者や湿地の中や周囲に住む人々、湿地を利用するその他の人々、そして広く一般の人々といった広範囲の人々を対象として、湿地に関する教育・普及啓発の国内プログラムを策定し促進させる。」
 - iii. 実施目標 3.3 「ラムサール条約事務局の広報活動を改善する。また、条約とその広範な適用を一段と促進すること及び湿地の価値と機能に対する意識を高めることのできる『条約広報戦略』を策定する。」

普及啓発プログラムの根拠

5. ラムサール条約は、次のことを行うために普及啓発プログラムを必要とする。
 - i. 湿地の機能、便益及び価値に対する人々の意識を高めること、湿地が各国の自然のインフラストラクチャーの重要な財産であると認識されるようにすること。

- ii. 人々に湿地に対する関心を持たせるようにして、政策策定及び湿地の実践的な計画策定や管理に関わるようにすること。これは湿地にプラスの影響を与え、かつ当該資源の持続可能な利用につながるような行動を奨励する鍵である。
 - iii. 政策策定者、民間企業及び社会のあらゆる分野において、湿地保全と賢明な利用に対する支持層、すなわちラムサール条約の支持基盤を確立すること。
6. 広報活動を行わなければ締約国及びこの条約は、湿地とその機能、便益、価値の低下や喪失の進行と湿地管理との衝突を引き続き目の当たりになることとなる。
 7. 湿地は人間の生活を支えるために不可欠なものであり、しかるべき管理が必要である。広報活動とは、科学及び生態学と人々の社会的、経済的現実とをつなぐ架け橋である。広報活動は、この条約の「道具」が動くように燃料を注ぐものであり、締約国とその支援者が、湿地の保全と賢明な利用が実施されているかを見るために、必要とする情報を提供するものである。

普及啓発プログラムについて

8. 以下のセクションで述べる各行動は、これだけに限定されるものではない。広報活動を成功させる秘訣は問題をしっかりと把握することであり、関係する人々の置かれている状況、害悪を及ぼすような慣行を変更する際の障害を把握して、状況に応じてそうした問題を伝えるメッセージや手段を作成することである。「普及啓発プログラム」は、世界中のあらゆるレベルで、関係する人々や組織が行う活動を導く助けとなるような、行動の枠組みを提供するものとみなされるべきである。
9. この計画の趣旨は、命令的なものでも包括的なものでもない。この計画は単に、あらゆる状況や事情に合うか否かを別にして、まず、行動に対する一連の提案や選択肢を提供しようとするものに過ぎない。全体としてみれば、「普及啓発プログラム」は、ラムサール条約の施行を円滑にする広報、教育及び普及啓発の分野の行動に対して、適切な枠組みの設定を支援するためのものである。

対象グループの特定

10. この「普及啓発プログラム」は、一般社会や市民社会という最も広範な分類に属する多数のグループを対象としている。提供国その他が、どのような行動をとるかはこの計画を用いて決定できるように、添付文書 では、湿地の状況と長期的な持続可能性にただちに、しかもかなりの影響力のある人たちとして特定された、市民社会の27の小グループについて説明する。この「普及啓発プログラム」に基づいて国際的行動計画、地域行動計画、国内行動計画、または地方自治体の行動計画を策定する場合、締約国その他には、添付文書 を自らの状況と重ねて考慮し、最優先とする対象グループを決定することが要請される。

関係者

11. 「普及啓発プログラム」では計画に則して行動した結果として、ラムサール条約と、それが適用しようとする原則の代理人ないし代表となる「関係者」が増加する、ということを経験的に想定している。それゆえ、「普及啓発プログラム」に対する支援は、政策策定者を教育し、湿地の保全と賢明な利用の達成を目指した、地方規模の行動を結集するための、投資とみなされるべきである。
12. このセクションでは、まず最初に、広報、教育及び普及啓発の過程を先導する主要関係者を

- 特定すること、つまり地域、国、地方の状況及び優先的对象グループに適した行動計画の立案と実施に対して、第一に責任をとらなければならない人々と組織を特定することが不可欠であることを認識する。
13. **締約国** 各締約国においてラムサール条約担当政府機関に指定された省庁は、国内レベルで、また適当な場合には国際、地域、地方のレベルで、湿地に関する広報、教育及び普及啓発活動（以下「湿地広報教育普及啓発活動」）を促進し、かつ実行するリーダーシップを示す責任がある。当該担当省庁がこうした役割を果たす専門知識を備えていない場合には、「湿地広報教育普及啓発活動」（第44～46節）の職員研修を行うよう勧告するか、または当該技能を備えた職員がいる他の省庁、もしくは組織と協力して作業を行うことが奨励される。
 14. 「普及啓発プログラム」が提案する必要性、能力、及び機会の検討をどのような方法で行うかにかかわらず、実行する行動に対して特定の専門リーダーを置くために、各締約国には湿地に関する広報、教育及び普及啓発（以下「湿地広報教育普及啓発」）を所管するその国の担当窓口を指定することが求められる。
 15. **条約事務局** ラムサール条約事務局は、湿地広報教育普及啓発活動のまとめ役という役割を引き続き果たすことになる。この文書の次のセクションでは、事務局がすべてのレベルにおける「普及啓発プログラム」の実施を助けるために、現在行っている行動及び今後行う行動案について概略する。このような行動のなかでも、条約担当省庁で利用できる資源と専門知識の増強を図るために、事務局がこの条約の国際団体パートナーと密接に協力する必要性が認識されている。
 16. **条約の国際団体パートナー** ラムサール条約には、バードライフ・インターナショナル、IUCN（国際自然保護連合）、国際湿地保全連合、及びWWF（世界自然保護基金）等、いくつもの正式な国際団体パートナーがある。これらの機関は、締約国その他が湿地広報教育普及啓発に対して一層戦略的な取組を図れるように、すでにかかなりの資源と専門知識を提供してきた。次のセクションでは、締約国が広報教育普及啓発分野における願望を希求する際に、これらの国際団体パートナーと一層協力するための方法について検討する。
 17. 第7回締約国会議は、正式な国際団体パートナーをさらに受け入れるための基準とガイドラインを採択する決議 .3 を採択した。湿地広報教育普及啓発分野の専門知識を持つ他の多数の機関が、将来における協力関係やパートナーシップ関係を強められるように、条約の正式なパートナーという地位を得るようになることが望まれる。
 18. **地域NGO及び全国規模NGO** 「湿地広報教育普及啓発行動計画」の策定と実施においては、国際団体パートナーと同じく、当該分野の専門知識を備えた地域NGO及び全国規模NGOも主要な関係者である。この認識に立ち、以下のセクションでは、行動計画を実施する際に政府の湿地広報教育普及啓発担当窓口と協力して作業を行う、NGOの適切な専門家を特定するよう、締約国に要請する（上記14節参照）。
 19. **地元の利害関係者** おそらく鍵となる関係者は、利害関係者という範疇に入る地方レベルの人々、すなわち、生活と生計が、少なくとも部分的には地元の湿地のできごとによって決定される人々である。いかなる「湿地広報教育普及啓発行動計画」においても、こうした地域住民が全面的に自分たちの湿地の真価を認めるようにし、特に地域社会の外側から、湿地資源の重要性に対する認識と理解を高めるようにすることが不可欠である。こうした湿地「管理者」が、湿地の提供する機能、便益、価値を正しく評価しなければ、政府やNGOの取組はなかなか功を奏せないことになる。理解と正しい評価に基づいた、地域管理者という姿勢が不可欠である。

20. **援助機関及び協賛者** 多くの国にとって、それも特に開発途上国や市場経済移行国にとっては、資源と専門知識の不足が、「湿地広報教育普及啓発行動計画」の実施を妨げているものとみられる。したがって、「湿地広報教育普及啓発行動計画」(25～33節)を立案するきわめて早い段階から、こうした締約国が潜在的な資金源と協議し、支援を得られるようなプロジェクトを彼らと協力して策定することが重要である。開発途上国や市場経済移行国向けの多角的援助機関や二国間援助機関等、従来からある機関もこうした協賛者となりうるが、民間企業の協賛者にも働きかけるよう考慮すべきである。この好例としては、条約事務局が現在民間企業のダングループやフランスのいくつかの政府機関と共に携わっているパートナーシッププロジェクトがある。この3か年行動計画では、「水資源と水質を大切に("Caring for water resources and water quality")」というテーマのもとに、渡り性の種の湿地ネットワークから研修、水と人の健康プロジェクト、一連の広報及び普及啓発活動まで、ラムサール条約に基づく6つの行動テーマに資金を振り向けている。この共同プロジェクトは各国の国内プロジェクトに対しても理想的なモデルを提供している。

行動のための手段と枠組み

21. 「普及啓発プログラム」の本セクションでは、「湿地広報教育普及啓発行動計画」の策定用に、大まかな枠組みないしモデルを提供する。これらの行動計画については、国際、地域、国内、及び地方のレベルで適用できるように策定すべきである。当該行動計画は、国際的なパートナーまたは地域的なパートナーとして活躍する締約国が策定するものもあれば、ラムサール条約担当政府機関とNGOが共同で国内計画を策定したり、地元の利害関係者がその土地の必要性に合わせ、地方規模の行動計画を策定して実施する場合もある。あらゆる種類の「湿地広報教育普及啓発行動計画」が、「普及啓発プログラム」の採択と適用から誕生することが望まれる。以下では、湿地の保全と賢明な利用を促進するために、どのようにして、適切に対象を絞った広報教育普及啓発行動計画を策定したらよいかについて提案する。

必要性、能力及び機会の検討

22. まず最初の出発点として提案するのは、湿地広報教育普及啓発分野における現在の必要性、能力及び機会について検討することである。包括的な検討を行い、この点に関する現在の強みと弱みがどこにあるのかについて明確な像を描こうとするなら、検討すること自体がたいへんな作業となる。以下には、各レベルでの行動計画策定につながる検討を行うための枠組みを提示する。
- a. **中央政府の担当窓口の指定** 上述第14節で述べたように、各締約国には、湿地広報教育普及啓発に関するその国の担当窓口を指定し、この役割を遂行する担当者とその連絡先の詳細を条約事務局に通知することが求められる。可能であれば、ラムサール条約担当政府機関の湿地広報教育普及啓発分野の専門家がこの担当者になるべきだが、さもないければ、その他の適当な政府機関の職員がなることもできる。この担当者の役割は、湿地に関連する国内的、地域的、及び国際的な広報教育普及啓発活動に関して、公表された指導者兼窓口となることである。
- b. **各国の非政府系担当窓口** NGOが湿地広報教育普及啓発活動に果たす、または果たしうる主な役割を認識し、国際NGO、地域NGOまたは全国規模NGOの適切な個人に対して、湿地広報教育普及啓発活動の非政府系担当窓口になり、必要性、能力及び機会の検討並びにそれに続く行動計画を進める中で、政府の担当窓口と協力するように要請することが各締約国に奨励される。

- c. **地球規模の担当窓口ネットワークの構築** こうした担当窓口には、地球規模の専門家ネットワークを形成することが期待される。このネットワークの目的は、情報を共有し、参考資料の普及を促進し、かつ個人、グループ、地域社会に対して湿地と水資源の管理に参加する機会を提供できる計画の策定と拡大を支援することである。こうした課題については、以下の項で詳しく検討する。
- d. **国家湿地委員会または国家生物多様性委員会としての湿地広報教育普及啓発活動** 広報、教育及び普及啓発活動を促進するためには、国の担当窓口が、国家湿地政策、生物多様性戦略及び存在する場合には、水政策等の政策の策定と実施を担当する国家委員会のメンバーまたは常任オブザーバーであることが望ましい。こうした立場にあれば、能力と選択肢について検討する際にも大いに助けとなる。
- e. **湿地広報教育普及啓発特別部会の設置** さらに、このための機構が他にない場合には、必要性和選択肢について検討し、その結論に基づいて優先順位を決めるために、小規模な特別部会を設置することが勧告される。どんなに小規模な場合でも、特別部会には上記 22 節 a)、b) で述べた政府の担当窓口と非政府系窓口を含めるべきであり、可能な場合には常に、上記 13 節から 20 節に述べた 5 つの「関係者」グループの主な代表も含めるべきである。政府からは、少なくとも、環境と保全、水資源管理及び教育に関係する事項を扱う省庁の代表者を含めるべきである。地域、国、または地方という設定において、湿地に対する主な脅威がどのようなものかに応じて、第一次産業である農業を担当する省庁や、観光を担当する省庁の代表も加えるほうが賢明な場合もある。
- f. **湿地広報教育普及啓発検討のための多層的枠組み** 能力と機会について検討する場合、その対象範囲は包括的であるべきであり、少なくとも第 25 節以降で検討する活動分野、すなわち、関係者間の情報伝達、意識向上と行動促進のためのキャンペーン、参考資料と知識の共有、学校教育機会及び研修機会とそれらの教育課程、環境教育・普及啓発専門センターが果たしている役割等を含めるべきである。さらに、活動が現在どこで進行中か、またはそれらを強化し、もしくはそれらを土台とする余地がどこにあるかを確定するには、国際、地域、国、地方といった各種レベルで検討することが望ましい。このような分野について検討すれば、各レベルにおいて検討対象になる範囲が、明確にわかるようになるはずである。
- g. **行動計画の策定** 「普及啓発プログラム」の下では、遅くとも 2000 年 6 月 30 日までに湿地広報教育普及啓発の能力と選択肢についての検討を完了するよう、締約国に奨励している。条約事務局は、湿地広報教育普及啓発検討特別部会と各国の担当窓口で使うアンケートを作成して、当該検討の円滑化を図る。この検討結果と結論をもとに、湿地広報教育普及啓発の担当窓口と特別部会が、その国のラムサール条約担当政府機関の検討を求めべく、最優先行動についてガイドラインを提示する「湿地広報教育普及啓発行動計画」を策定する予定である。同担当窓口からは、2000 年 12 月 31 日までにラムサール条約担当政府機関にこの助言を提出するとともに、条約事務局に対してもコピーを送付し、適当な場合には事務局も助言と支援を申し出られるようにする。

行動計画策定過程

23. **すべてのレベルでの脅威の特定** 前第 22 節は、湿地広報教育普及啓発分野における能力と機会について検討するという、行動計画策定のための作業について、その枠組みを定めている。各国の必要性に応じて、及び国際、地域、国、地方といった各レベルに合わせて、行動計画を策定する必要がある。このような行動計画を立案する際に検討すべき一法として、一国内でどのような行動が行われた場合に湿地の最大の喪失や劣化が起きるのかを確定する、

脅威分析という方法がある。汚染による影響か、それとも湿地の他の用途への直接的な転用か、あるいは水不足なのか等を確定するのである。この分析を行うと、最優先して注意しなければならない対象グループ(添付文書 に記載)を特定することができるようになる。

24. **最も費用効果の高い行動の特定** もう一つの方法は、とりうる行動のうちで最も費用効果の高いものについて検討する方法である。例えば、希少な資源の使い道として、地元の利害関係者を対象とするのが良いのか、それとも政治的代表者や政策決定者を対象とするのが良いのか、重要な問題となる可能性がある。前者を対象にすれば、地方において長期的な成果が得られるが、後者を対象にした場合には、それよりも広範な影響をもたらす決定がなされるのが普通である。ラムサール条約担当政府機関に対して優先する対象グループについて助言し、彼らの行動が確実に湿地の保全と賢明な利用にプラスになるようにするには、どのような広報を行うのが最善かを助言するのは、国の担当窓口と湿地広報教育普及啓発特別部会の役割である。

関係者間の情報伝達

25. **情報伝達面での強みと弱みの明確化** 上述第 22 節で説明した能力及び機会の検討を行う場合には、第 13～20 節で特定した各種関係者と添付文書 に記載する対象グループとの間における情報伝達の度合、種類、及び有効性を明らかにすることを優先すべきである。そうすれば、情報伝達が行われていない部分、その逆に情報伝達が行われている部分及びそれを保持する必要がある部分やその向上を図らなければならない部分が明らかになるはずである。この分析では、まず最初に優先的对象グループを確定するのが(上述第 24 節参照)有用かもしれない。国内のラムサール登録湿地の管理担当者を例にとれば、管理担当者同士は直接に情報を伝達しあっているのか、管理担当とラムサール条約担当政府機関との間はどうか、渡りを行う同一の種が利用する他のラムサール登録湿地の管理者との間で情報の連絡は行われているのか、また条約事務局の「賢明な利用資料ライブラリ」を直接に利用できるのか、あるいは関連する各政府省庁の職員がラムサール条約戦略計画の文書入手し、ラムサール条約のウェブサイト^{訳注}にて公開されているより詳細な情報にアクセスが可能かどうか等を明らかにすることである。
26. **情報及び研修の必要性の明確化** 情報伝達について検討する場合には、情報や助言がどこから発信されるべきか、または発信されるか、発信者と情報や研修を必要とする人々との間をどのようにつなぐかを確定するために、情報の必要条件を各対象グループごとに考察すべきである。この情報とは、条約が奨励する行動をとれるようにする情報のことである(添付文書 を参照)。このような過程を踏めば、情報の伝達が現在どこで途切れ、直接に条約の施行を妨げているかが明らかになる。「湿地広報教育普及啓発行動計画」が対処しなければならないのは、こうした部分についてなのである。
27. **専門情報源及び専門的な研修機会の特定** 情報伝達について検討する場合、この分野における能力増強の機会を提供しうる情報や研修が、どこで得られるかを明らかにすることも重要な要素である。この件については、条約の国際団体パートナーや条約事務局に問い合わせるのが有用かもしれない。また、「普及啓発プログラム」(後述第 39～43 節を参照)では、広範な参考資料と各種の研修手段を抱えている国々に対して、その利用可能性について宣伝し、それらを簡単に利用できるようにするよう要請している。専門知識や知見の共有を円滑にすることは、「湿地広報教育普及啓発行動計画」の中核となる要素である。適当な参考資料源や研修の機会をつきとめようとする場合、各国の湿地広報教育普及啓発担当窓口が、他の国の担当窓口へ助言や支援を求めることが期待されている。この件については、条約事務局の湿地管理研修機会目録も役に立つはずである(第 44～46 節を参照)。

訳注 ホームページ

28. **インターネット及び電子メールの力の全面的活用** 情報ハイウェイの出現とともに、情報伝達方法は急速に変化した。「普及啓発プログラム」の下でも、この点を見越して「湿地広報教育普及啓発行動計画」に取り入れるべきである。条約事務局にはしっかりと整備されたウェブのサイトがあり、日々の業務ではますます電子メールを活用するようになってきている。「普及啓発プログラム」の一つの目標として、各締約国の条約担当省庁と2000年までに電子メールのやりとりをできるようにすることが掲げられている。この目標には、各国の湿地広報教育普及啓発担当窓口任命された者とも電子メールでやりとりすることが含まれており、それと同じ人が、ラムサール条約のウェブサイトにもアクセスできなければならない。条約事務局は引き続きラムサール条約ウェブサイトを整備し、それがこの「普及啓発プログラム」の中核として確実に存続できるように、参考資料を追加していく。
29. **地球規模でのラムサール電子メールネットワークの構築** 以上に述べたことに続いて目標とすることは、インターネットのアクセスを徐々に拡大し、ラムサール条約担当政府機関、各国の湿地広報教育普及啓発担当窓口、ラムサール登録湿地管理者、環境教育・普及啓発専門施設、及び地域社会や先住民の人々等(第47~49節を参照)の間で、電子メールのやりとりをできるようにすることである。この情報伝達ネットワークは、知識と情報を共有するための地球規模のラムサール条約電子ネットワークに対して、枠組みを提供することになる。各国の「湿地広報教育普及啓発行動計画」及び他のレベルにおける行動計画においても、主要な人々がインターネットのアクセスと電子メールの能力を身につけられるような、将来を見越した計画とビジョンを持つべきである。
30. **条約事務局とラムサール条約担当政府機関との間での正式な情報伝達の継続とその増進** 条約事務局では、ウェブサイトに加えて、ラムサール条約担当政府機関との正式な情報伝達や、担当省庁間の正式な情報伝達を行うために「ラムサール・エクステンジ」を維持している。この情報交換システムは、英語、フランス語、スペイン語の3か国語で別々に運用されており、条約事務局が電子メールアドレスを把握している、すべてのラムサール条約担当政府機関がこれに含まれている。また同様の目的で、常設委員会及び科学技術検討委員会のメンバーを対象とした別のメーリングリストもある。条約事務局はこの情報伝達機能をさらに拡大するため、各国の湿地広報教育普及啓発担当窓口向けの「ラムサール・エクステンジ」を設置する予定である。国内の「湿地広報教育普及啓発行動計画」においては、中心となる人々が適切な「ラムサール・エクステンジ」を操作できるようにすることを優先事項とすべきである。
31. **ラムサールフォーラムの拡大** このほか条約事務局は、ラムサールフォーラムという、電子メールによる一般向け公開討論の場を管理している。1998年後半現在、世界各地の組織、学術機関、政府、政府間機関、市民、合わせて540人が、ラムサールフォーラムに登録している。ラムサールフォーラムには毎月約100件の有意義なメッセージが掲載されており、内容は、条約事務局からの発表のほか、技術的な質問、支援要請、保全警報、他のグループからの会議のお知らせ等である。このフォーラムは貴重なサービスを提供しており、ラムサール条約にアクセスして湿地問題に関与するグループの数は増加している。国内の「湿地広報教育普及啓発行動計画」においては、国及び地方の中心的な人々が、ラムサールフォーラムに参加することを優先事項とすべきである。
32. **締約国その他ウェブサイトとのリンク** 生物多様性条約との協力の覚書及び共同作業計画と一貫して、ラムサール条約もまた、条約の下でのクリアリング制度という長期的なビジョンを支持する。すなわち、最終的には各締約国が条約の問題を専用に扱うウェブサイトを持つということである。これを達成することは、地球規模のラムサール電子メールネットワークの構築と同様、「普及啓発プログラム」の長期的なビジョンである。締約国には、各国の湿

地関連活動を専用に扱うウェブサイトの設置を「湿地広報教育普及啓発行動計画」の中に盛り込むことが要請される。ラムサール条約の国際団体パートナーその他とともに、締約国にはまた、適当な情報資源を提供する既存のウェブサイトまたは新たに設置されるウェブサイトが、確実にラムサール条約のウェブサイトと互いに「ホットリンク」で結ばれるようにすることが、同じく要請される。

33. **国際的に重要な湿地に関する利用しやすいデータベース** 「国際的に重要な湿地のリスト」が急速に拡大するにつれ、電子的な手段によってこのような代表的湿地に関する情報を自由に利用できるようにすることが優先課題となっている。1999 年末までには、オランダにある国際湿地保全連合事務局がラムサール条約のために管理しているデータベースを、インターネットに導入する予定である。オンラインで所定の範囲の質問に答える機能を加えることも予定している。「湿地広報教育普及啓発行動計画」を策定する場合、締約国はこうした展開を予測し、活動を促進する情報手段としてラムサール登録湿地データベースの利用拡大を図るよう計画すべきである。

キャンペーン

34. **長期的及び短期的キャンペーン** 普及啓発を図り、心構え及び行動の長期的な変化を促すために、キャンペーンという方法をとることも、「湿地広報教育普及啓発行動計画」の一貫として検討すべき要素の一つである。このようなキャンペーンは、問題についての意識を徐々に高めていくという、比較的目立たない活動の場合もあれば、適切な時期と場所を選んで人目をひくように、短期的な活動を行う場合もある。
35. **世界湿地の日、世界湿地週間** 「世界湿地の日」は、ラムサール条約戦略計画の行動 3.1.5 によって設置されたものであり、短期的な広報の方法の一つである。1996 年以来この日を祝う人の数は増え、この日に対する関心も高まっている。「世界湿地の日」は、イランのラムサールにおける 1971 年の条約採択を記念して 2 月 2 日とされ、その日と重なる週が「世界湿地週間」となる。
36. **様々な普及活動** 一部の国々では、「世界湿地週間」の間に、懸案の問題について宣伝して一般の人々を現地の行動に参加させるための全国キャンペーンを開始したり、あるいは終了したりすることで成功を収めている。「地球規模で考え、現地で行動する」というスローガンは、湿地にも当てはまるのである。「普及啓発プログラム」の下ではこのような行動計画が奨励される。状況に応じて、湿地を復元したり、ゴミの収集や汚染の浄化を行ったり、侵入種を取り除いたり、教育的な標識を設置したりするという地元の行動や全国的な行動を行えば、地域社会による年間を通じた行動にも弾みがつくものである。それらはまた、複数の国によって共有されている湿地、河川流域、あるいは渡りを行う種の管理面での協力といった、より地域的な問題にも関連性を持ちうる。現在、いくつかの政府は、「世界湿地の日」と「世界湿地週間」がラムサール条約に基づいて達成された事柄の発表時期としてすべてのレベルで認識されるように、国際的に重要な湿地の追加や国家湿地政策の採択といった特別の発表を行う場として、この記念日とこの週を利用している。
37. **条約事務局の支援** 条約事務局は、「普及啓発プログラム」の下で引き続き「世界湿地の日」と「世界湿地週間」を事前にしっかりと広告宣伝し、湿地の保全と賢明な利用に関する様々な側面について普及啓発を行うべく、新たなテーマを毎年提示していく。条約事務局はまた、「世界湿地の日」及び「世界湿地週間」を推進する際に地球、地域、国、地方の各規模で利用するための参考資料も、引き続き提供していく。さらに条約事務局は、「世界湿地の日」がメディアで大きく取り上げられる日となるように、条約に基づく地球規模の新たな取組の開始日として毎年この機会を利用するように努めていく。

38. **優先的な地域行動** 締約国、NGO、地域住民、及び先住民の人々に対してもまた、「世界湿地の日」と「世界湿地週間」という機会をそれぞれ自分たちの湿地関連活動や計画を普及啓発する機会として利用することが要請される。

参考資料の共有

39. **情報と専門知識の流れの集結** 「普及啓発プログラム」の枠組みのもう一つの要素は、教育と研修に係る参考資料を共有することである。こうした参考資料はきわめて大量に存在するものの、現在のところ世界各地に分散しており、それを共有したり交換したりする仕組みはほとんどない。このような資料には、子どもの教育用及び成人教育用の学習教材、正規教材というほどではない教育用材、普及啓発用資料、最新の研究成果等がある。このような種類の資料を大量に抱えている国もあれば、それを入手して自国の状況に適応させようと必至になっている国もある。
40. **印刷物の作成と配布** 条約事務局は、その責任の一端として、定期的なニュースレター、インフォメーションパック、条約を施行する際にガイドラインを提示するための詳細な技術刊行物等、一連の印刷資料を作成している。これまでに出版された印刷物には、「湿地の経済的価値」(1997年)、「湿地、生物多様性、そしてラムサール条約」(1997年)、「ラムサール条約：その歴史と進展」(1993年)等がある。「普及啓発プログラム」の一環として、条約事務局は、引き続きラムサール条約とその作業に関する教育的出版物や情報出版物のほか、より技術的な手引き等を出版していく。出版はラムサール条約の使用言語である3か国語で行われるほか、人材的・経済的な条件が許せば、その他の言語でも行われることになる。こうした出版物のウェブサイトへの掲載も同じく、可能な範囲で続けていく。「湿地広報教育普及啓発行動計画」の一環として、締約国は、条約事務局の作成したこうした資源情報を確実に利用できるように図るべきである。
41. **教育資料のクリアリングハウスとしての条約事務局** 「湿地広報教育普及啓発行動計画」の策定にあたっては、条約事務局以外からの教育資料についても、利用可能性を検討すべきである。こうした資料を国が保有している場合には、地球レベルでその存在を公表できる条約事務局に当該資料を利用できるようにすることを提案する。条約事務局は、ラムサール条約のウェブサイト上で教育資料のクリアリングハウスまたは地球規模のライブラリを運用することにより、参考資料の円滑な共有を図ることができる。クリアリングハウスの考え方に沿って、ラムサール条約のウェブサイトは、中央政府、NGO、その他ウェブサイトを持っている関係者の間で、同様の資源を抱えているウェブサイトネットワークのノードあるいはハブとして機能することになる。これは、既に設置された賢明な利用資料センターにより、1998年の「世界湿地の日」に開始される。
42. **言語及び地域的背景についての考慮** 他の国のために作られた教育資料を使おうとする場合、大きな障害となるのは言語と背景の違いである。ラムサール条約担当政府機関、条約事務局、NGOその他関連する組織には、関連する参考資料をその国の言語に翻訳し、内容を地域的な状況に合わせて調整するための資源と方法を探ることが要請される。
43. **湿地専門家データベースの利用** 条約事務局は1998年にラムサール条約の湿地専門家データベースを構築した。1999年初めまでには、このデータベースに約450名の湿地専門家が登録される予定である。このデータベースは、湿地管理上の問題に対処する際の助けとなる適切な専門家を特定できるようにして、湿地管理者とその実践者に便宜を図ることを目的とする。この専門家データベースは、「普及啓発プログラム」の下で、情報と知識がスムーズに流れるように拡張される。第7回ラムサール条約締約国会議においてもまた、各締約国に対

して、科学技術検討委員会の検討する事項を扱う担当窓口を指定するよう要請し、技術的専門知識に関する分野での条約の能力を増強したところである(決議 .2 参照)。これにより、技術的専門家の地球ネットワークができあがることになり、条約事務局は、専門的な助言を求めるもう一つの経路を提供できるものとしてこれを宣伝することになる。当該決議ではさらに、ラムサール条約が協力の覚書を交わした他の国際条約の専門的科学技术機関、すなわち生物多様性条約、ボン条約、砂漠化防止条約、世界遺産条約のリンクを創設する。さらにラムサール条約科学技術検討委員会と、湿地科学者協会、国際湖沼学会、世界湿地経済学ネットワークなどの専門機関やネットワークとの間にリンクを設立し、広報教育普及啓発行動計画において、こうした技術的専門知識や科学的な専門知識を直接利用できる機会について留意し、それを適切に促進することが要請される。

学校教育及び研修

44. **学校教育課程の一環としての湿地保全と賢明な利用** 湿地広報教育普及啓発分野において検討すべきもう一つの要素(上述 22 節参照)は、ラムサール条約が推進する湿地の保全と賢明な利用原則を推進するために、適切な教材をどの程度まで、国内の学校教育課程の中に盛り込むかを評価することである。この点で、教育省の代表を湿地広報教育普及啓発特別部会または適切な機構に加えることが推奨される。ラムサール条約の原則がこうした教育課程に盛り込まれない場合には、湿地広報教育普及啓発特別部会または適切な機構がこの状況を是正する最善策を検討し、ラムサール条約担当政府機関にそれを勧告する必要がある。当該原則が学校教育課程の一部として採り入れられた場合には、条約事務局がその詳細情報及び他の国の見本となりうる内容を公表して提供できるように、同事務局に詳細を提出することが締約国に要請される。
45. **研修計画の利用しやすさの向上** 条約事務局は、湿地管理研修を受けたいと望む人々を支援するために、1998 年に「湿地管理研修機会目録」の作成を開始した。1999 年 1 月時点で、この目録には約 100 件の研修の機会に関する情報が記載されていた。現在、この目録は、印刷物でも、ラムサール条約ウェブサイトからでも入手できる。湿地広報教育普及啓発に関する必要性、能力及び機会について検討する一環として、自国内にある湿地研修の機会を特定し、これを行動計画に織り込むことが締約国に期待されている。また湿地広報教育普及啓発に関する研修の機会についても、こうした検討の一部に加えるべきである。またこのような情報は、「湿地管理研修機会目録」に加えてもらうよう、条約事務局に提出すべきである。
46. **研修必要性分析の実行** 現在どのような研修機会があるのかを認識することも重要だが、さらに重要なことは、研修に対してその国にあてはまる優先順位を設定することである。まずその第一ステップとして、研修が支援する事項に対して優先順位を設定する。これに関する勧告は、湿地広報教育普及啓発特別部会または適切な機構が、国内及び優先的対象グループ内の湿地に対する脅威について出した結論を基にして、行うべきである。例えば特別部会が、特定の地域内の湿地に対する最大の脅威は侵入種の植物だと結論していたなら、明らかに、現地の湿地管理者やその雑草の防除や根絶に必要な作業に関係する人々に対する研修が最優先事項となる。また、開発プロジェクトを承認するにあたり、地方自治体の行政官が湿地の提供する便益や利益を過小評価していた場合は、こうした個人に対する経済評価方法の研修が優先事項となりうる。

教育・普及啓発センター

47. **環境・湿地教育センターとの協力** このようなセンターがある場合には、湿地保全と賢明な利用原則を推進し、「関係者」間の情報伝達を促進することを設置目的としているのが理想である。英国の野禽湿地トラストは、情報の共有を促進するために、湿地リンクインターナ

ショナル(Wetlands Link International: WLI)計画を通じてこうしたセンター間の通信ネットワークを開設し始めている。湿地リンクインターナショナルについての詳細は、本「普及啓発プログラム」の添付文書に記載する。ラムサール条約の「普及啓発プログラム」においては、湿地リンクインターナショナルの新たな取組を湿地広報教育普及啓発の国際行動、地域行動、国内行動、地方行動の基礎とするため、次の行動をとることが勧告される。

- a. ラムサール条約事務局及びその国際団体パートナーは、主要教育配信機構として湿地リンクインターナショナルを支援するため、民間企業その他から資源を得るように努める。
 - b. ラムサール条約事務局は自らのウェブサイトを通じて湿地リンクインターナショナルを宣伝するとともに、それに加わっているセンターに対しては、湿地広報教育普及啓発を促進する中心的な国内センターになるように奨励する。
 - c. 締約国には、「普及啓発プログラム」の目的を推進する一助とするため、各国の湿地広報教育普及啓発活動の一環として、自国内にある環境教育センター間または湿地教育センター間、及び外国の当該センターとの間での姉妹提携締結について検討することが要請される。こうした関係を結んだ場合には、職員の交換やインターネットリンクの設定を最優先とする。
 - d. 締約国には、情報や専門知識の交換に寄与できるように、自国内にある環境センター及び湿地センターの職員に、湿地リンクインターナショナル・ネットワークの存在を知らせることが奨励される。
 - e. 湿地教育普及啓発の国内担当窓口は、湿地リンクインターナショナルに加わっているセンターと密接に協力すべきであり、適当な場合には、こうしたセンターの代表を湿地広報教育普及啓発特別部会または適当な機構に加えるべきである。
 - f. 教育センター設立の際に湿地リンクインターナショナル・ネットワークが得た経験については、同じように教育センターの設立を希望する者の参考になるように、文書化して配布する。
48. **環境・湿地教育センター設立への努力** 「普及啓発プログラム」においては、こうした施設が「湿地広報教育普及啓発行動計画」の実施に不可欠な要素だとみなされている。湿地環境での実践経験を提供するほか、こうしたセンターが提供できる一連の機能については、上述したとおりである。またこうしたセンターがエコツーリズムを通してかなりの経済的利益を地元を提供しうることは、これまでの経験から示されている。国内「湿地広報教育普及啓発行動計画」を策定する場合、締約国には、教育及び普及啓発活動の主要拠点を提供しうる、環境センターまたは湿地教育センターを将来的に設置するための規定を盛り込むことを検討するよう、要請される。こうしたセンターは、市場経済移行国または開発途上国に対しても、持続可能な開発を促進するためのかなりの資金的な利益を提供しうる。
49. **学習施設の関与** 博物館、動物園、水族館、植物園その他これに類する機関は、技術的助言と公的な教育を行うという面で多くのことを提供できる。こうした施設は一般の人々にも人気があるので、その展示物に湿地への関心を組み込むすばらしい場を提供する。締約国には、湿地の価値と重要性を宣伝するために、こうした専門センターとのパートナーシップを確立し、協力して作業に当たることが奨励される。「普及啓発プログラム」の下では、上述した湿地リンクインターナショナルの新たな取組に参加するよう、上記機関に対して推奨すべきである。

添付文書

ラムサール条約の普及啓発プログラムの優先的対象グループ

A: 一般大衆

対象グループ/個人	根拠	求める行動
地主（特に、湿地の管理に責任を持つ者）	地主は湿地に直接影響する決定を下す。ラムサール条約は専門的情報を彼らに伝えるとともに、彼らがそうした情報を利用できるようにしなければならない。	ラムサール条約の賢明な利用という原則に沿って湿地を持続可能な方法で利用すること。
先住民および地域社会	湿地に関係のある多くの先住民や地域社会には、こうした生態系を持続可能な方法で管理する偉大な知識がある。ラムサール条約は、この経験を他の湿地管理者と共有することを奨励するよう目指すべきである。	湿地および資源の持続可能な利用について先住民や地域社会が持っている知識を共有すること。 世界の先住民が湿地の持続可能な利用を継続して行うこと。
女性	多くの文化では、女性は、家族という単位の中で一番実行力に富み、生活習慣の変更を受け入れやすい傾向があるので、湿地管理に携わる女性をふやすことは優先事項である。女性はまた、家族の中で一番多く子どもと言葉を交わすものである。	湿地の持続可能な（賢明な）利用の促進と達成に対して、家族全員が関与すること。
子ども	子どもは次の世代の環境管理者ないし環境の世話人であり、子どもたちには、ラムサール条約が湿地の重要性とその賢明な利用法を確実に伝えなければならない。	若者が湿地の保全と賢明な利用に責任を持つこと。
全国規模NGO、地域NGO	多くの国では、地域NGOが行動達成になくはない存在である。彼らが専門的な情報を利用できるような環境が必要である。	すべてのレベルで、湿地の賢明な利用を援助し、奨励し、円滑にすること。

電子メディア、活字メディアに携わる人々	電子メディアや活字メディアでのニュースやその他の記事を通じて、一般大衆への湿地に対して肯定的な参考情報の伝達を促進できる。	湿地の提供する多くの機能、便益、利益を認識すること、またそれによって、メディアが湿地問題を大きくかつ詳細に取り上げるようになること。
地域社会のリーダー、著名人：スポーツ選手、宗教の指導者、芸術家、王族等	地域社会のリーダーは、一般に対する存在感を利用して懸案の課題に対する注意を引くことができる。また湿地保全に共感する人々は、ラムサール条約のメッセージを普及する理想的な大使となることができる。	地域社会の意識を高めるためにラムサール条約の理想と原則を普及し、人々が湿地に対して依然抱いているマイナスのイメージを一掃すること。

B) すべてのレベルの政府

対象グループ/個人	根拠	求める行動
地方自治体、県又は州の政府および中央政府内の環境政策決定者および計画策定者	左記の政策決定者は、地域レベルおよび地方的な規模での主な政策策定者である。彼らの行動は地方のレベル又は集水域や河川流域の規模で、湿地に対して直接に、プラスにもマイナスにも影響しうる。	今後の喪失や劣化をくい止めるため、政策策定や計画立案の過程で湿地のあらゆる機能、便益、利益について検討すること。これらの政策決定者が、環境管理対策として湿地の復元や修復をするようになること。
地方自治体、県又は州の政府および中央政府内の湿地管理者（監視人、レンジャー等）	こうした人々は、ラムサール登録湿地の管理を担当する場合には特に、湿地生態系を管理する最善の実施方法について助言を受ける必要がある。	ラムサール条約の賢明な利用という原則に沿って湿地を持続可能な方法で利用すること。
各国のラムサール条約担当省庁	彼らは、自己の裁量で適用したり普及したりできる最善の情報を持つべきである。	ラムサール条約によって課されたすべての義務と期待に応え、すべてのレベルの行動に対して、必要な政策上、行政上、計画上の枠組みを設定すること。他の国際的および地域的な環境条約を担当する省庁と協力すること。
各国の他の環境関連条約担当省庁およびその担当部局	湿地等の土地および水資源の管理に対して総合性の高い方法をとるべきだとすれば、他の条約を実施する人々にもラムサール条約への理解と共感を呼び起こす必要がある。	条約の実施に対して総合的な計画を達成するために、ラムサール条約その他すべての国際的および地域的な環境条約の実施に責任を有する人々と協力すること。

<p>ラムサール条約その他環境関連条約に関する国内諮問委員会(国内ラムサール委員会等)</p>	<p>湿地等の土地および水資源の管理に対して総合性の高い方法をとるべきだとすれば、ラムサール条約その他の条約の実施に関して政府に助言する人々にも、ラムサール条約への理解と共感を呼び起こす必要がある。</p>	<p>ラムサール条約によって課されたすべての義務と期待に応え、すべてのレベルの行動に対して、必要な政策上、行政上、計画上の枠組みを設定すること。条約の実施に対して総合的な計画を達成するために、ラムサール条約その他すべての国際的、および地域的な環境条約の実施に責任を有する人々と協力すること。</p>
<p>すべての持続可能な開発関連職務および環境関連条約を担当する大臣および国会議員、州議会議員、県議会議員、地方議会議員</p>	<p>彼らは政策の設定、予算配分等に直接介入するため、ラムサール条約はこうした大臣やあらゆる政府閣僚から支持を得る必要がある。国会議員(野党の議員ら)は、将来こうした地位につく可能性がある。</p>	<p>湿地および水資源の持続可能な利用を促進するために、ラムサール条約を前向きな手段として利用することの価値を認識すること。</p>
<p>各国の援助機関、二国間援助機関</p>	<p>ラムサール条約は、一連の持続可能な開発問題に関して政府と接触している左記機関が行っている内容について、概ね良好な理解が得られているように確保する必要がある。ラムサール条約は、関係当局者に対して十分な説明がなされ、かつ彼らが締約国内の現地プロジェクトを通じてラムサール条約の原則を支持できるように確保しなければならない。</p>	<p>ラムサール条約の賢明な利用という原則に一致するプロジェクトを支援すること、また逆に、湿地の破壊や劣化を招くようなプロジェクトを支援しないこと。</p>
<p>大使、および海外任務につく職員</p>	<p>中央政府がより良く情報に精通できるように、こうした政策決定者がラムサール条約とその運用方法について全面的に理解していることが重要である。</p>	<p>湿地および水資源の持続可能な利用を促進するために、ラムサール条約を前向きな手段として利用することの価値を認識すること。</p>

C) 国際的組織および地域的組織

対象グループ/個人	根拠	求める行動
世界的な組織 - 世界銀行、地球環境ファシリティー、国連開発計画、国連環境計画、地球水パートナーシップ等	ラムサール条約は、一連の持続可能な開発問題に関して政府と接触している左記機関の内部に、条約の活動内容に対する概ね良好な理解があるように確保しなければならない。ラムサール条約は、関係当局者に対して十分な説明がなされ、かつ彼らが締約国内の現地プロジェクトを通じてラムサール条約の原則を支持できるように確保しなければならない。	ラムサール条約の賢明な利用という原則に一致するプロジェクトを支援すること、また逆に、湿地の破壊や劣化を招くようなプロジェクトを支援しないこと。
地域的な組織 - 南太平洋地域環境プログラム、欧州委員会、南部アフリカ開発共同体、地域的な開発銀行等	同上	同上
世界的なNGOパートナー、その他国際NGO、地域NGO	条約の4つの正式なNGOパートナー（IUCN（国際自然保護連合）、WWF（世界自然保護基金）、国際湿地保全連合、バードライフ・インターナショナル）は、いずれもラムサール条約の推進に積極的であり、また有効である。ラムサール条約のメッセージを伝えることに関与するこうした国際NGOや地域NGOを増やす必要がある。	すべてのレベルで、湿地の賢明な利用を援助し、奨励し、円滑にすること。
他の環境関連条約や計画（生物多様性条約、砂漠化防止条約、ボン条約、気候変動枠組み条約、絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約、世界遺産条約、人と生物圏プログラムの事務局	地球レベルおよび各国レベルで条約間の協力を促進したいならば、左記を対象とすることが不可欠である。	条約の実施に対して総合的な計画を達成するために、ラムサール条約その他すべての国際的および地域的な環境条約の実施に責任を有する人々と協力すること。

D) 民間企業

対象グループ/個人	根拠	求める行動
潜在的な後援者、支援者	ラムサール条約は湿地の持続可能な利用を推進している。したがって民間企業が行っている活動が条約の目的に反しないように、働きかけなければならない。	ラムサール条約の賢明な利用という原則に一致するプロジェクトを後援すること、また逆に、湿地の破壊や劣化を招くようなプロジェクトを行ったり支援したりしないこと。
主な民間企業 <ul style="list-style-type: none"> • 水および衛生設備 • 灌漑および給水 • 農業 • 鉱業 • 林業 • 漁業 • 環境管理者 • 観光 	民間企業のうち、左記等の部門は、湿地に大きくマイナスの影響を及ぼす可能性がある。ラムサール条約は、企業活動が湿地の喪失を招かないように確保する実践方法を、当該企業内において推進しなければならない。	ラムサール条約の賢明な利用という原則に一致するプロジェクトを支援すること、また逆に、湿地の破壊や劣化を招くようなプロジェクトを支援したり行ったりしないこと。 すべてのレベルで、湿地の賢明な利用を援助し、奨励し、円滑にすること。
職業団体	ラムサール条約は、職業団体を通じて同条約の賢明な利用の実践を奨励すべきである。	すべてのレベルで、湿地の賢明な利用を援助し、奨励し、円滑にすること。

E) 教育部門および教育機関

対象グループ/個人	根拠	求める行動
教育大臣、教育課程作成当局、審査理事会、大学	左記はすべて、湿地の保全と賢明な利用という問題を、学校教育課程に加えるよう働きかけることができる。	この普及啓発プログラムに基づき、適切に策定された湿地広報教育普及啓発行動計画のうち、関連部分の実施を支援すること。

全国教師連盟、国際教師連盟	教育課程や学習プログラムにラムサール条約の原則を盛り込むことは、一般的には教職員協会と協力することによって促進できる。	この普及啓発プログラムに基づき、適切に策定された湿地広報教育普及啓発行動計画のうち、関連部分の実施を支援すること。
環境教育に関する全国ネットワーク、国際ネットワーク、協会および評議会	左記の組織が作成中の教育資料その他の資料に、湿地と水の問題を盛り込むことができる。	この普及啓発プログラムに基づき、適切に策定された湿地広報教育普及啓発行動計画のうち、関連部分の実施を支援すること。
湿地センター、環境センター、動物園、水族館、植物園等	左記は、ラムサール条約のメッセージを広める場として理想的であり、適切な情報と資料がそこで入手できるように、努力を傾注すべきである。	この普及啓発プログラムに基づき、適切に策定された湿地広報教育普及啓発行動計画のうち、関連部分、実施を支援すること。
全国図書館ネットワーク、国際図書館ネットワーク	図書館ネットワークは、ラムサール条約と湿地に関する情報を一般市民に利用しやすいものにできるすばらしい場を提供する。	この普及啓発プログラムに基づき、適切に策定された湿地広報教育普及啓発行動計画のうち、関連部分の実施を支援すること。

添付文書

野禽湿地トラスト(英国)の 湿地リンクインターナショナル計画

英国を本拠地とするN G Oの野禽湿地トラストは、1990年に湿地リンクインターナショナル計画を策定した。この計画は、湿地教育センターの新設と既存の湿地教育センターの向上という面で、世界各地の組織を支援しようとするものであった。オーストラリア、フランス、香港、イタリア、ニュージーランド、シンガポール、トリニダードトバゴ、イギリス、アメリカ合衆国のセンターが中心グループとなって開始したこの計画は、湿地リンクインターナショナルの愛称「ウェリー」の名で呼ばれるようになり、今やそのデータベースには100か国を超える国々から、900以上もの個人やグループや組織がアクセスするまでに成長した。

ニュースレターが年2回発行され、これがネットワーク内のコミュニケーションを図る主な機関誌となっている。過去9年間にわたり、プロジェクトは一つずつ計画され、研修、センター設立、広範な教育・普及啓発プログラム等が実施された。

この計画は、当初、商業的な資金源から資金を調達していたが、ここ5年間は、野禽湿地トラストがこの計画の経営やそのとりまとめ役の給与を支えてきた。残念ながらこの資金も1998年5月に停止された。

野禽湿地トラストはこの計画を継続して運営する予定であり、更なる整備のための資金を積極的に集めているところである。復活した湿地リンクインターナショナルの中で野禽湿地トラストは、センターのレベルでもその上のレベルでも、個人や組織や機関が湿地に関する教育・普及啓発プログラムを策定するのを援助するために、計画の中心を拡大していく予定である。主要な手段は、野禽湿地トラストのウェブサイトを設置する「学習ゾーン」であり、そこには、湿地に関する教育・広報資源に関するデータベースと、湿地教育センターの育成を助ける主要情報が収載されている。

野禽湿地トラストの背景

野禽湿地トラストは英国に本拠を置く、50年以上もの歴史をもつ組織であり、国内で8か所のビジターセンターを運営するほか、現在はロンドンに9番目のセンターである湿地センターを設立中である。野禽湿地トラストは多数の個人や組織や機関が、世界各地でそれぞれの湿地センターを設立するのを支援している。野禽湿地トラストの最も有名なセンターは、1946年にピーター・スコット卿がこの組織を創設した地、イングランド西部スリムブリッジにある。

各地の野禽湿地トラストセンターには、毎年75万人もの人々が訪れているが、2000年には、ロンドンセンターの開設により、この数字が100万人以上に膨れるものと期待されている。

野禽湿地トラストの主な目的は、湿地の価値と利益について普及啓発し教育することであり、沼地観察と水地域キャンペーン(1988~94年)、学校向け探検計画、説明・展示物開発計画(ディスクバリ・センターや遊びながら学習する方式のセンターの新設等)等、野禽湿地トラストの目的を支えるための計画を多数策定してきた。野禽湿地トラストは、国際湿地保全連合の教育・普及啓発専門家グループのとりまとめも担当している。

詳しい情報は、以下で入手されたい。

Doug Hulyer

Director of Conservation Programmes & Development, WWT

Slimbridge, Glos. GL2 7BT, U.K.

電話番号 : (+44) 1453 890333 内線 224

ファクシミリ : (+44) 1453 890827

電子メール : doug.hulyer@wwt.org.uk.

決議 .10 湿地リスク評価の枠組み

1. 締約国は、「その領域内にあり、かつ、登録簿^{訳注}に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、既に変化しており、変化しつつあり、又は変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる」としたラムサール条約第3条2を想起し、
2. さらに、締約国会議は、条約第3条2に対応して、生態学的特徴の変化が既に起こっており、起こりつつあり、または起こるおそれのあるラムサール登録湿地の記録(モントルーレコード：勧告4.8)と運用ガイドライン(決議5.4)を確立したことを想起し、
3. また、科学技術検討委員会は、勧告5.2に対応して、決議 .1で採択された「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の実施のための定義及び「生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン」を整備したことを意識し、
4. 決議 .1第9節が、1997～1999年の3年間に「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の実施のための定義を、「生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン」とともに評価するよう求めたことに留意し、
5. また、決議 .1第11節が、生態学的特徴の変化を検知し、それに対応した行動を起こすための早期警戒システムの確立を求めたことに留意し、
6. さらに、上記2事項に対する助言を作成するため、1998年4月に専門家ワークショップが開催され、その成果が直後に行われた第7回科学技術検討委員会会合で報告されたことに留意し、
7. 1997～1999年の3年間に、科学技術検討委員会は作業計画の一環として、決議5.7で採択された「登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン」の適用についての見直しを行い、その結果、生態学的特徴の変化を検知するための早期警戒指標のモニタリング計画やその信頼性についての記載が不十分であると示されたことを意識し、
8. 「湿地の価値を評価し認識するための手段」に関する分科会 が開催され、「湿地リスク評価の枠組み」と題された当該決議の付属書を詳細にわたって検討したことを確認し、
9. 締約国が条約第3条2に基づく義務を果たすために必要な具体的ガイドラインとして、経験に基づいた包括的な助言及び手引きを提供した当該決議付属書の著者に対し感謝の意を表し、

締約国会議は、

10. 締約国のための手引きとして「湿地リスク評価の枠組み」と題する当該決議の付属書を採択する。
11. さらに、決議 .1で採択された生態学的特徴と生態学的特徴の変化の実施のための定義について、科学技術検討委員会が評価を行った結果、推奨した以下の定義を採択する。

「生態学的特徴とは、湿地生態系の生物的、物理的、化学的構成要素及び湿地とその生産

^{訳注} 国際的に重要な湿地のリストと同じ。

物、機能、属性を維持する相互作用を総合したものである。」

「生態学的特徴の変化とは、湿地生態系のいかなる生物的、物理的、化学的構成要素及び湿地とその生産物、機能、属性を維持する相互作用における劣化及び不均衡である。」

12. 生態学的特徴の変化の主要な原因 すなわち、水循環の変化、水質、物理的变化、生物産物の利用、及び外来種の移入 を評価する基準を提供する添付の手引きに留意し、適用することを締約国に強く要請する。
13. 登録湿地及び他の湿地の管理計画の整備にあたっては、決議 11 で採択された枠組みに基づくモニタリング計画の一環として、統合的な要素である早期警戒システムを確実に包含することを締約国に要請する。
14. 締約国及び関係者からの情報とともに、湿地の早期警戒システムが実施されている、または確立されつつあるケース及び早期警戒システムの維持における経験を概説する報告書を編修することを科学技術検討委員会に奨励する。

付属書

湿地リスク評価の枠組み

目次

- はじめに
- 生態学的特徴の変化の種類
- 湿地リスク評価
- 早期警戒指標
- 早期警戒指標の理想的属性
- 早期警戒指標例
- 早期警戒指標の反応度

はじめに

1. ラムサール条約(1971年イランのラムサールにて採択)は、締約国が国際的に重要な湿地等の登録リストに掲げられた湿地及びその他の湿地の、生態学的特徴の変化を予測しかつ評価するのを支援するために、この湿地リスク評価のための概念的枠組みを策定した。この枠組みは、湿地の生態学的特徴の変化を予測しかつ評価するための方法について指針を提供するものであり、特に、早期警戒システムの有効性を高めるものである。「湿地リスク評価の枠組み」は、湿地管理計画策定プロセスの不可欠な構成要素として提示される。
2. ラムサール条約の湿地の生態学的特徴を評価し維持するプロセスは、多くの要素から成っており、同条約の賢明な利用という概念及びこの条約に基づく締約国の義務の中心となるものである。このプロセスの要素には、以下が含まれる。
 - a. 国際的に重要な湿地を選定するための基準(決議 .11)
 - b. 生態学的な特徴がすでに変化しており、変化しつつあり、または変化するおそれがあるラムサール登録湿地のモントルーレコード(決議 5.4)
 - c. 登録湿地の生態学的特徴の実施のための定義と、生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン、及びモントルーレコードの運用のためのガイドライン(決議 .1)
3. 1996年の第6回締約国会議で採択された決議 .1は、効果的な湿地モニタリング計画を企画するための枠組みも提示しており、またマイナスの変化を検出するための適切な早期警戒システムの確立及び「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の実施のための定義に関する評価を行うよう求めている。当該定義はそれに続く3年の間に検討され、この「湿地リスク評価の枠組み」を採択した決議 .10に示すとおり修正された。

生態学的特徴の変化の種類

4. 湿地の生態学的特徴のマイナスの変化の原因は、大きく分けて次の5種類にまとめられる。
 - a. 水循環の変化
 - b. 水質汚染
 - c. 物理的变化

- d. 生物産物の利用
 - e. 外来種の移入
5. これらの原因の相対的な重要性は、地域によっても国によっても、また各湿地によっても異なる。その上、上述した変化の原因は互いに関連していることが多く、それぞれの原因別に結果を分けることはむずかしい場合がある。「原因別」にとらえるよりも簡単に生態学的特徴の変化をとらえる方法は、「変化の種類」ごとに分けることである。生態学的変化の定義によれば(本枠組みを採択した決議 10 の 11 節を参照)。この変化は、「生物学的変化」「化学的変化」「物理的变化」という三つの基本的な種類に大別できる。
 6. 湿地の生態学的特徴の変化を予測するための適切な枠組みと方法を概説する場合、湿地管理者は、まず最初に「変化の種類」について注意する。特に、人間活動が引き起こしたマイナスの変化について注意する。

湿地リスク評価

7. 早期警戒指標の適切な適用を確保するためには、体系化されしかも柔軟性のある評価の枠組みの中に、指標の反応を選択し評価し分析する過程、及び当該反応を決定の根拠とする過程を含めることが不可欠である。ラムサール条約の場合には、「湿地リスク評価」と呼ばれる修正された生態学的リスク評価の枠組みが推奨される。この枠組みは、特に早期警戒技術の適用に重点を置きながら、湿地リスク評価が、生態学的特徴の変化を予測し評価する過程を推進する「手段」としてどのように働きうるかという概略を示すことを目的としている。
8. 湿地リスク評価の基本モデルは、一般化された生態学的リスク評価パラダイムを修正したものであり、これを図 1 に示す。この基本モデルは、以下に説明する 6 つのステップの概要を示している。
9. ステップ 1 問題の特定。これは、問題の性質を特定し、この情報に基づいて、リスク評価の計画を作成する過程である。この段階では、リスク評価の目的と範囲を定めて、当該評価の基礎を築く。化学的影響の場合には、対象となる化学物質の特徴(性状、既知の毒性等)、その発生源、何が影響を受ける可能性があるか、どのように影響を受けるか、及び重要なこととして、何が保護されるべきかに関する情報を得て、それを盛り込むことを含む。
10. ステップ 2 悪影響の特定。この段階では、湿地に対するマイナスの変化または影響が及びうる範囲を評価する。データはできれば現地調査から得るべきである。その理由は、フィールドデータのほうが、多くの湿地に生じているような複合的影響を評価するのに適しているからである。マイナスの変化の範囲と利用できる資源に応じて、こうした調査は定量的現場実験から定性的観察調査まで様々なものとなりうる。化学的影響については、現場で環境毒性の生物検定法を行うのが適切な方法であり、雑草や野生動物によって引き起こされた変化については、現場観察とマッピングを行うだけでよい。
11. ステップ 3 問題範囲の特定。この段階では、湿地の挙動及び問題の発生範囲に関して他で集められた情報を使って、対象となる湿地について問題となる可能性の高い範囲を推定する。化学的影響の場合、この情報には、一般的な化学的性質、及び化学物質が環境に入ってくる割合に関するデータに加えて、輸送、希釈、分離、残留性、劣化、変容等のプロセスに関する情報も含める。侵入種の植物の場合、この情報には、生態系への進入、広がる速度、生息地の好みに関する詳しい情報を含めることができる。現地調査はもちろん理想的な方法ではあるが、過去の記録の利用、シミュレーションモデリング、現地や実験室で実験研究を行うことは、いずれも、問題範囲の特性を指摘する代替法ないし補完法となる。

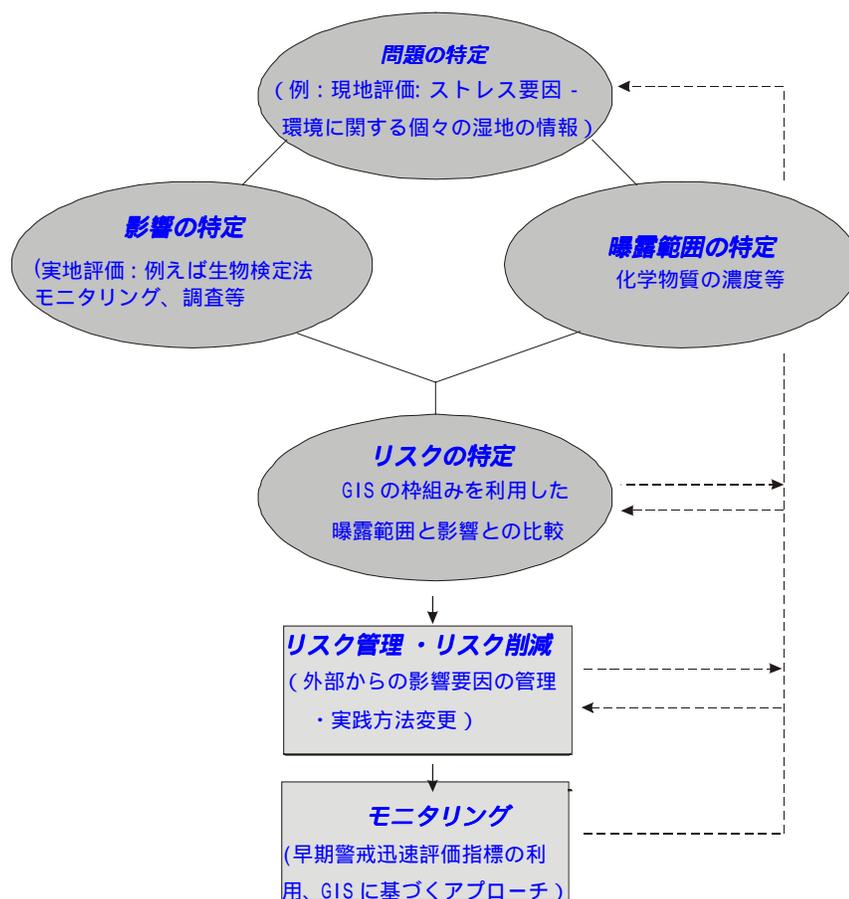


図1: 湿地リスク評価モデル案

12. ステップ 4 リスクの特定。この段階では、湿地のマイナスの生態学的変化がどのような水準で起こりうるかを推定するために、起こりうる影響についての評価結果と、見込まれる問題範囲についての評価結果とを統合する。リスクを評価するには一連の技術があり、どの技術が適しているかは、起こりうる影響の種類、質、その範囲に応じて決まる。湿地のリスクを特徴づけるのに有用と見込まれる技術は、GIS をベースにした枠組みによるものであり、この方法では、影響と要因を関連づけるために、各種評価結果を対象地域の地図上に重ねる。こうした方法はリスクを評価するだけでなく、将来の評価やモニタリングを、特定した問題地域に集中して行うのにも役立つ。
13. ステップ 5 リスク管理とリスク削減。この段階は最終的な意思決定過程であり、ここでは上述した評価過程から得た情報を利用して、他の社会価値、地域社会の価値または環境価値を損なわずに、リスクを最小限にとどめようとする。ラムサール条約の場合、リスク管理は、「賢明な利用」の概念を考慮するとともに、管理上の決定がこの概念に及ぼす潜在的影響についても考慮していなければならない。リスク管理において考慮する要因は、リスク評価の結果だけでなく、政治的要因、社会的要因、経済的要因、工学的技術的要因、並びにそれぞれのリスク削減行動の長所と限界についても考慮する。リスク管理は、湿地管理者と関連分野の専門家とのコミュニケーションを必要とする学際的な作業である。

14. ステップ 6 モニタリング。モニタリングはリスク評価過程の最終段階であり、リスク管理に関する決定の有効性を検証するために、これを行うべきである。モニタリングには、深刻な環境上の悪影響が発生する前に、リスク管理に関する決定の不履行または履行不十分という状況を探知し、信頼性のある早期警戒システムとして機能する要素を組み込むべきである。効果的なモニタリングを行わないならば、リスク評価はほとんど価値のないものとなる。モニタリング過程においては、測定する終点の選定がきわめて重要な意味を持つ。また GIS に基づくアプローチは、湿地への悪影響をモニタリングするのに役立つ立体的寸法を組み込んでいるため、湿地リスク評価にとって有用な技術になるはずである。

早期警戒指標

15. 現実の環境上の影響に対して事実上の先駆物質として生じる結果、または現実の環境上の影響が発生したことを示す結果というものは検出可能である、というのが、早期警戒指標の基本的概念である。こうした「早期警戒」は、それよりも大きな規模の環境上の劣化が生じることに對して、必ずしも確固たる証拠を提示するとは限らないが、介入や更なる調査を行う理由があるかどうかを決定する機会を提供する。つまり早期警戒指標とは、「対象となる系に対する潜在的に重要な悪影響の発生に先行する反応であって、ある特定のストレスに対する測定可能な生物学的、物理的、または化学的な反応である」と定義できる。
16. 上記第 4 節で説明した主な 5 種類の生態学的特徴の変化のうち、化学的变化は、環境上の影響とその予測という面で、断然大きな注目を浴びてきた。その結果として、圧倒的に大部分の早期警戒技術が、水界生態系に対する化学物質の影響を評価するために開発されてきた。その他の重要な生態学的特徴の変化に対する適切な指標を特定するため、更なる評価を実施することが勧告される。本枠組みに含まれる早期警戒指標の例は、その大半が、湿地に関する重要な化学的变化(つまり汚染)について予測または予め警告するための生物学的及び物理化学的な評価方法である。
17. 生態系の健全性を評価するためのモニタリング計画を策定する場合、指標の選択は、管理者によって求められる他の決定の段階に従って行う。こうして、重要な問題または重要になる可能性のある問題を特定して、保護すべき環境価値を決定した後は、管理者は湿地を保護するための「評価目的」の特定に注意を向ける。それには、例えば以下を利用できる。
- a. **急性及び慢性の変化の早期検出** これは、生態学的に重要な影響を回避できるように先見性のある情報を提供するものである。
 - b. **影響の生態学的な重要性の評価** これは、生物多様性、保全状況、または個体群もしくは群集群落もしくは生態系のレベルでの反応を測定して行う。
18. 生態系全体に対する影響、つまり、観察される影響の生態学的重要性を決定するには、一般に、生態系の「代理となるもの」を測定することが必要となる。このような代理物は、ふつう、生物群集もしくは生物集合、または生息地もしくは指標種である中枢種(これらが生態系レベルの影響と密接に結びついている場合)である。悪影響の生態学的な重要性に関する情報は、地域または国を対象とする計画、及び完全な攪乱勾配を含む計画、つまり、劣化していない湿地から深刻に劣化した湿地にいたるまでの一連の湿地を対象範囲とする計画の中で、最も良く収集できる。迅速評価法は、この条件を提供できる。
19. 指標を選ぶ場合には、湿地の生態学的特徴の定義(本枠組みを採択した決議 .10 の 11 を参照)並びに、当該特徴が生態系の生物学的、化学的及び物理的な構成要素に対してもつ重要性に留意することが大切である。それゆえ、上記三つの構成要素のうちどれが変化を受けや

すいとみなされるかに応じて、早期警戒指標を選ぶことが有用かもしれない。この三つの構成要素は複雑に結びついている。こうした相互関係はあるものの、「湿地リスク評価の枠組み」は、変化を評価しまたは予測するのに最も適した指標を特定しやすくする過程を提供する。

20. 早期警戒指標の生態学的関連性についても検討すべきである。ただし、早期指標と生態学的関連性という概念は対立することがありうる。図2は、測定できる生物学的反応と、生態学的関連性と、早期警戒能力との関係を図にまとめたものである。一例として、バイオマーカーの反応は悪影響の蓋然性に対してすばらしい早期警戒指標となりうるのだが、ただし反応が観察された場合に必ず悪影響が生じるのかについては、個体群、群集群落あるいは生態系のレベルでどこか、個体レベルでさえほとんど証拠がない。したがってバイオマーカーを生態学的に関連性があるとはみなせないのである。もし第一の評価目的が早期検出にあるなら、生態学的な関連性を考えずに評価できるかもしれないが、もしも影響の生態学的な重要性に関する知見を考慮するならば、バイオマーカーの反応はおそらく早期警戒指標にはならないことになる。

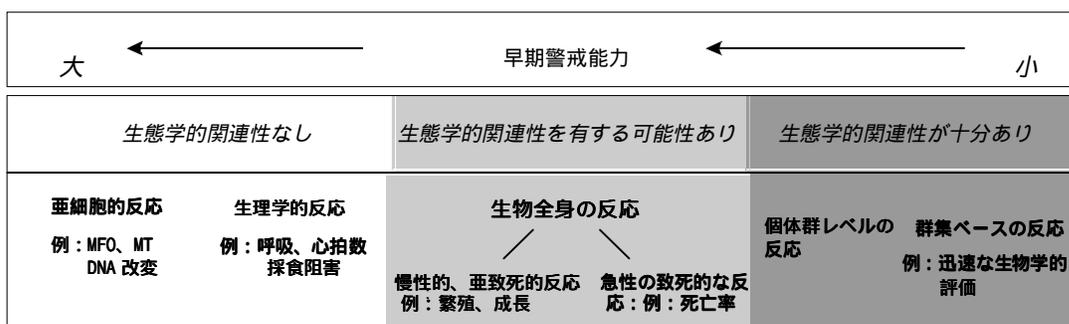


図2: 生態学的関連性、早期警戒能力及び測定可能な生物学的反応の関係

早期警戒指標の理想的属性

21. 早期警戒指標としての能力を有するためには、検知される反応に以下の属性が備わっていないなければならない。
- a. 予測性：環境上の深刻な害が発生する前に、劣化または何らかのかたちの悪影響の兆候を示す反応が、生物的組織であれ物理的組織であれ、組織のレベルで発生すること。
 - b. 感受性：重大な影響が発生する前にその可能性のある影響を感知する場合に、早期警戒指標が低レベル、または初期段階の問題に対して敏感に反応するものであること。
 - c. 診断力：ある結果の原因特定に対する信頼性を増すため、反応が問題に対して十分に特異的なものであること。
 - d. 適用範囲の広さ：反応が、広範な問題から、将来起こりうる影響を予測するものであること。
 - e. 実際の環境上の影響や生態学的な関連性との相関関係：問題に対して継続的に曝露していると、そしてその結果として反応が継続的に現れていると、ふつうは、または多くの